

令和3年第3回定例会

一宮町議会会議録

令和3年9月16開会

令和3年9月16閉会

令和3年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	10
大橋照雄君	10
内山邦俊君	27
藤乗一由君	29
袴田忍君	46
鵜沢清永君	50
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	53
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	56
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	72

同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
同意案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
閉会の宣告	78
署名議員	79

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 16 日 （ 木 ）

令和3年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和3年9月16日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	渡邊浩二
企画課長	渡邊高明	税務課長	目良正巳
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常麿
都市環境課長	高田亮	産業観光課長	田中一郎
オリンピック推進課長	高田亮	子育て支援課	御園明裕
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 認定第 1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 認定第 2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 認定第 3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第 4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第 5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 報告第 1号 令和2年度一宮町健全化判断比率について
- 日程第十二 報告第 2号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第十三 議案第 1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第十五 議案第 3号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十六 議案第 4号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十七 議案第 5号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十八 議案第 6号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十九 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第二十 同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第二十一 発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

緊急事態宣言が延長された中での定例会となります。議場内は感染防止のため、アクリル板を設置してございますが、マスクの着用にご協力をお願いいたします。

また、換気のため、小まめな休憩を取りますので、ご了承をお願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構であります。

それでは、ただいまから令和3年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正1件、補正予算5件、人事案件2件のほか、発議案1件であります。

また、一般質問は5名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

10番、志田延子君、11番、森 佐衛君、以上、両名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査結果報告書、令和2年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、令和2年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、一宮町聖苑組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙の諸般の報告一覧表のとおりであります。資料をお手元に配付しておりますので、これをもってご了承を願います。

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計15件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務でございます。

まず、令和2年度の決算状況をご報告いたします。

一般会計をはじめ全ての会計は、5月末日をもって出納閉鎖いたしました。決算規模につきましては、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策に関連する経費が増えたことから過去最高となり、一般会計と特別会計を合わせ歳入額97億6,390万円、歳出額93億803万円で、歳入歳出の差引額は4億5,587万円でございます。

本定例議会において、令和2年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

続きまして、企画課所管の業務についてであります。

総合戦略と総合計画を一本化した計画の策定についてですが、7月8日に基礎調査として町民1,000人を無作為に抽出し、アンケートを送りました。8月3日までに305件の回答がありました。ご協力いただいた方へ感謝申し上げます。今後、集計、分析してホームページで公開する予定です。

また、一宮町男女共同参画計画の策定についてですが、第1回懇話会は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受け中止とし、書面により計画案に対する意見をいただき、第2回懇話会へ向けて調整を行っております。

引き続き、両計画の策定に向け取り組み、計画案ができた折には、パブリックコメントを実施いたしますので、皆様からのご意見をいただきたいと存じます。

続きまして、ふるさと応援事業についてですが、7月から新たにポータルサイトさとふるを増設いたしました。また、返礼品につきましても、全国的に人気の高い米のほか、掃除代行、高齢者見守りサービスなどの返礼品を新たにラインナップに加えました。引き続き、当町を応援していただける魅力的な返礼品の発掘に取り組んでまいります。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

まず、東京2020オリンピック競技大会は1年の延期、コロナ禍というかつてない環境の中、日々鍛錬を重ねたアスリートや本当に多くの皆様のご努力とご協力により、大会が無事に開催され、成功裏に終えたことに対してまして、心より御礼を申し上げます。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、サーフィン競技は無観客開催となりました。それに伴い、小中学生を対象とした学校連携観戦や、都市ボランティア活動が中止となり、会場での観戦を楽しみにされていた生徒の方々や、研修を受講し、準備を重ねられてきた都市ボランティアの皆様方にとりましても、非常に残念なことであったと思います。

そのような中、3日間にわたり熱戦が繰り広げられ、町内在住の大原洋人選手をはじめとするサーフィン日本代表の4選手がご健闘され、男女共にメダルを獲得されたことはとてもうれしいニュースでありました。

各国代表選手の華麗な演技が世界中に発信され、それにより多くの人々に感動を与え、サーフィンへの興味をもたらしたことは、将来的に町にとって非常に大きなメリットとなることでありましょう。これにつきましても、町民の皆様のご理解、ご協力のたまものであり、改めて御礼申し上げます。

そして、今後の主なオリンピック関連事業といたしましては、レガシーの一つとして、釣ヶ崎海岸広場周辺に記念モニュメントを設置する予定です。後世に残り、町の発展につながるモニュメントを想定していることから、今回の補正予算では東京五輪準備事業費の不用額を清算した上で、モニュメント製作設置工事の工事請負費の増額分として700万円を計上しております。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、住民課所管業務についてご報告申し上げます。

生活習慣病やその傾向がある方を早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことを目的とした、75歳以上の方が受診する後期高齢者健康診査は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、8月31日から9月3日までの4日間、保健センターで実施いたしました。321名の方が受診され、受診率は18.1%でした。

治療中などで、かかりつけ医での健康診査をご希望される方は、12月25日まで個別に医療機関で健康診査を受診することができますので、積極的な受診をお願い申し上げます。

続きまして、福祉健康課所管業務についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係です。

現下の状況は、感染力の強いデルタ株への置き換わりなどから、これまでにない速度で感

染が広がり、医療提供体制の逼迫や自宅療養者の急増、さらには保健所業務の逼迫など、依然として憂慮すべき事態が続いております。

当町も例外ではなく、6月末の時点では25人であった感染者数の累計は、9月9日時点で112人となり、この間に新たに87人の感染が確認されました。なお、112人のうち、幸いにも105人の方は退院または療養解除されておりますが、3人の方が自宅での療養を余儀なくされている状況です。

こうした事態の中、千葉県においては今月1日、24時間体制の自宅療養者フォローアップセンターを開設したほか、今月5日には、入院待機ステーションの運用を開始するなど、県内の自宅療養者に対する支援体制が強化されたところであります。一方、長生郡市7市町村においては、今月3日、宿泊療養施設の拡充や、臨時医療施設の増設など、病床逼迫に対する早急な対応を求め、県に要望書を提出いたしました。

なお、現状では、個人情報保護の観点から保健所の持つ感染者情報は町に共有されないため、町が感染者と関わることは困難であります。保健所業務の逼迫などから、自宅療養者に対する町の関わりも必要性が高まっております。

そのため、町では、保健所と情報共有の上、町内の自宅療養者の支援に関わることができるよう、早急に県と調整し、実施に向け努めてまいります。町民の皆様には引き続き感染症対策のさらなる徹底を強くお願いするところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の関係です。

9月13日現在、65歳以上の高齢者4,116人のうち、3,650人、89%の皆様が2回目の接種を終えられ、接種を希望する高齢者の皆様にはおおむね接種を完了いたしました。

また、町民全体では6,004人、54%の皆様が2回目の接種を終えられています。

この後、12歳から64歳までの皆様を対象に、郡内統一で行う個別接種に併せ、町独自の集団接種を行い、滞りなくワクチン接種が完了できるよう進めてまいります。茂原市長生郡医師会や町内医療機関の皆様の特段のご協力を賜り、ここまで順調にワクチン接種事業を進めてまいりました。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

次に、介護保険事業の関係です。

特別養護老人ホームなど、介護保険施設で受けるサービスについて、食費や居住費に係る利用料等をより所得能力に即した負担とする観点から、自己負担限度額が細分化され、この8月から適用が開始されました。これに伴い、サービス利用者の皆様には、負担限度額認定証を交付したところです。

次に、高齢者の皆様を対象とした介護予防教室全般であります。緊急事態宣言の発出に伴い、8月2日以降の開催は中止いたしております。今後、緊急事態宣言が解除された場合には、感染防止対策を徹底した上で、順次再開いたしますので、より多くの皆様にご参加いただけるよう働きかけてまいります。引き続き、感染症対策に細心の注意を払い、介護予防事業の積極的な展開や、適切な介護給付に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管業務についてご報告申し上げます。

まず、農業関係について申し上げます。

米価の安定を図る経営所得安定対策の関係でございますが、国・県・町により、主食用米から飼料用米等への転換拡大に取り組む生産者に対し作付面積に応じた助成がされており、今年度の作付転換面積は、前年度実績27ヘクタールから54ヘクタールと、約2倍の面積が飼料用米や米粉用米等へ作付転換されました。

次に、ため池関係ですが、去る7月3日の豪雨により、弁天池ののり面の一部に小規模な崩落が確認されましたので、早期復旧に向けた工事を計画しております。

なお、それぞれの経費に係る補正予算を提案させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、商工関係です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済状態は依然として厳しい状況にあるため、影響を受けた地域経済の活性化を目的に、昨年引き続きいちのみや地域応援券事業を行っております。

今年は町民一人当たり3,000円の商品券を配布し、家計支援及び消費回復を図っております。また、これに併せ、宿泊事業者支援として、町内の宿泊施設を利用された宿泊者に対し、宿泊の特典として町内の飲食店や土産物店などで利用できる商品券を配布し、誘客及び消費回復を図っております。

さらに、おもてなし提供事業として、町内宿泊施設に宿泊される方に対し、地域が協力、連携して行う地域ならではの旬や季節に合わせた特産メニューの提供やプレゼントなどを実施し、誘客促進、また地域特産品の認知度向上を図っております。

次に、観光関係ですが、水難事故等防止のため、7月22日から8月31日まで、救助に関する資格を有するライフセーバーを配置し、海岸の安全対策を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海水浴場が不開設となる中、特に大きな事故もなく無事終了いたしました。

また、海岸駐車場ですが、緊急事態宣言の発出により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月3日から閉鎖しております。

続いて、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係ですが、今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、8月31日に5回目の入札を行い、58%の発注が完了しております。また、交付金事業で進めています町道1-7号線、天道跨線橋通りの道路改良事業は、用地買収に向けて交渉を進めています。

次に、交通安全対策工事関係ですが、8月3日に行われました通学路安全プログラムに基づく点検結果を踏まえ、安全対策工事を発注する予定であります。

環境関係ですが、毎年行っている一宮海岸の清掃活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。また、一宮川の堤防草刈りも中止の予定であります。来年度は、新型コロナウイルスの感染状況により実施を判断いたしますので、実施する場合は皆様のご協力をお願い申し上げます。

続いて、教育課の所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてであります。

千葉県における新型コロナウイルス新規感染者数は、いまだ終息の兆しが見られない状況が続いておりますが、小中学校においては、8月30日から新学期を開始いたしました。通常日程での始業に当たっては、児童生徒の学びの保障や、心身への影響等を考慮し、慎重に判断したところでございます。

引き続き、学校内での感染拡大防止に向けた警戒を強め、感染リスクを可能な限り低減させるよう、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿った感染症対策を徹底し、学校活動を進めてまいります。しかしながら、今後、町内や小中学校での感染状況が悪化した場合には、文部科学省から発出されました対応ガイドラインに基づき、臨時休業等の判断を適切に行ってまいります。

次に社会教育関係であります。

芸能音楽祭、7歳児合同祝については、新型コロナウイルス感染防止等、安全面を考慮して中止といたしました。

続いて、成人式につきましては、令和4年1月9日日曜日にGSSセンターを会場に開催する予定であります。ただし、新型コロナウイルスの感染状況が著しく拡大した場合は中止する可能性もあります。今後の状況に応じて関係者と協議をしてまいります。

終わりに、この定例会には、認定5件、報告2件、条例改正案1件、補正予算案5件、同意案2件を提案させていただきましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鵜沢一男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承ください。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢一男君） それでは、通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋照雄です。

私は、4つの大きな項目で質問をする予定でございました。そして、3番目に掲げましたコロナ対策についてが最重要と思ひまして、急遽1番に繰り上げまして質問させていただきます。

なお、私のこの急な変更で質問内容に対する再質問等が多少はみ出ちゃっているところがあるかもしれません。その点を議長さんが考慮してくださって、お認めくださいましたので感謝しております。

それでは質問に入ります。

○議長（鵜沢一男君） 大橋さん、ちょっとお待ちください。質問順位を変えるということですか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 分かりました。どうぞ始めてください。

○4番（大橋照雄君） すみません。それでは質問に入ります。

まず、コロナ対策から始めたいと思います。

私は町民の命を守るのは行政の最優先のことだと思っておりまして、この命に関わることを重要と思っていましたが、ほかの議員さんも恐らく質問されると思ひまして、今回3番目に質問をする予定でしたが、ほかの議員さんが対策の質問がないということを知り、また、何名かの町民の方で非常に危機感を持った人がおりまして、私の元に資料やいろいろな助言を持ってきましたので、急遽このようなことになりましたことをお許しください。

まず、最重要で緊急を要することから、まず丁寧な議論をしていかなければいけないなど思ひまして、今回取り組んでおります。

熊谷県知事がおっしゃっているように、コロナ禍は災害だというような観点で私も見ております。馬淵町長もぜひ災害という観点で見ていただければありがたいと思います。

まず、国が後手後手あるいは手配不十分とかいろいろ問題が山積しまして、菅首相が総理選の出馬を断念する、こういう大きな事態になっておりまして、仕事はほとんど都道府県に丸投げ状態で、都道府県のほうでも非常に手いっぱいになりまして、なかなか十分な対応ができない状況になっています。

そうしますと、当然、地方自治体はその足りないところを補わなきゃいけない、そういう形になってくるのは当然の想定ができます。それで、市町村の一部では、それを察知してか、独自の政策を展開し始めているところがあります。それで、その点一宮町はどうか、そういうところからまず質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問なんですが、オリンピックが終わりました。そして、感染者がどっと増えました。そういうことをまず町は想定して、そして対応を検討していたかどうか、その質問をしたいと思います。もちろん、県や保健所、医師会と対策を検討する、それが必要でありますので、そういうことを町は行ってきたか、まずその質問から入ります。

2番目、病床が不足する想定はもう十分されます。そうなってくると、当然宿泊療養あるいは自宅療養が必要となります。その場合に、町はまず、自宅療養はかなりいろんな問題が発生しているので、幸いにして宿泊施設が一宮町は結構ありますので、その施設を利用した宿泊療養をまず検討して、その対応を保健所あるいは県と打合せをしているかどうか。

それから3番目、新聞報道でいすみ市は自宅療養者の命を守るためにコロナ在宅支援センターを設置したとありました。これはどのようなもので、町もどのようなことをこのことに関して考えているか、その説明をお願いします。

以上、3点でございます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、コロナ関連のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のオリンピック開催に伴う感染対策の関係です。ご案内のとおり、今大会の感染対策は、組織委員会を中心に検討がなされ、無観客による開催をはじめ、選手や大会関係者に対する徹底したPCR検査の実施やバブル方式など、様々な対策が講じられました。

一方、町におきましては、町内に宿泊した大会関係者から感染が広がらないよう、宿泊施設の従業員を対象にワクチンの優先接種を進め、感染拡大防止対策に努めたところでございます。

次に、2点目と3点目、自宅療養者への対応の関係でございます。

今月9日現在、町内では3人の方が自宅療養されております。また、その対応を長生保健所に確認したところ、毎日の健康状態の確認や、希望者への配食サービスなど、適切な対応に努めており、さらに県では、9月補正で予算を措置し、新たに24時間体制の自宅療養者フォローアップセンターを開設するなど、支援体制の強化が図られたところであります。

一方、いすみ市のコロナ在宅支援センターは、いすみ市の担当課に確認したところ、市民を対象に保健所などの関係機関と連携し、自宅療養者の状態確認や生活支援などを行い、医師1人を含む3人体制で9月1日から運用を開始したとのことでございました。

なお、町では、現在のところ県から発表される以外の感染者情報は持ち合わせておらず、感染者と関わるできない状況であります。しかしながら、自宅療養者の増加や保健所業務の逼迫から、町の関わりも必要性が高まっております。このため、町では保健所との情報共有をはじめ、対応可能な支援ができるよう前向きに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず1番目の質問なんですけれども、私はオリンピックが開かれれば、まず感染者が多く増えるだろうという想定をしておりました。それで、町も同じような考えを持っているかどうかの確認をしたかったんですが、その辺の想定の方策は今の発表ではあまりなされていなかったかなと思います。

新聞紙上のデータを見ますと、約1か月で七十何人かの感染者が急激に増えました。先ほど町長の説明にもありましたが、このオリンピックが終わってから急激に70人以上の感染者が増えた、これはやはり私も、いすみ市の市長も新聞でおっしゃっていましたが、オリンピックの副作用みたいなものがここに出てしまったんじゃないかと、そう思います。だからそれを想定してどうしたらいいかという、そこまで考えた政策が欲しいなど、そういうこと取っかかりでこういう質問をしました。

2番目、保健所の対応が今もう不十分になっていますので、先ほども申しあげましたように、独自で保健所と打合せしながら情報を得て、支援をするような体制を取っているところがもう出てきています。だから、一宮町もそういうことができないかなと、そういうことでこういう質問をしました。

ちなみに、いすみ市の今まで取り組んだ取組をもう一度ここで紹介したいと思います。

まず、PCR検査、抗原検査を行っております。そして、最近の報道によりますと、希望者には1,000円で抗原検査を受けられるようなシステムまでつくりました。

2番目、病床を軽症、無症状者に対して20床を用意してあります。重症者の場合は亀田病院に20床をお願いしてあるそうです。

3番目、医療従事者への配慮をしました。臨時ボーナス支給、それから、いじめ、それから、そういう変な人権的な被害を受けないように、人権尊重宣言というものを出しました。それで医療従事者を守ると、そういう形を取っています。

4番目、感染予防策、私はこれは市長に直接お聞きしたんですが、コロナ菌を消滅する機械、オゾン発生器を三十何台か購入しまして、消防、病院、市役所、文化会館、各所に配置して、できるだけコロナ菌を消滅させるようにする、そういう政策も取っております。

5番目、市内事業者にコロナ対策で購入した物品に対して10万円まで補助をつけております。

6番目、先ほど説明にもありましたが、自宅療養支援センターをつくりました。そして、この自宅療養にした要因の一つが、市内には宿泊施設が少ないので、自宅療養に力を入れる、市民の命を守るにはどうするか考えた末の結果だということでありました。

また、いすみ市とは別に、最近、睦沢町が紹介されておりました。12歳から18歳の人たちに対してワクチンの接種を開始しましたと。これはまだ長生郡市が一緒になって始めている、独自のやり方の方でした。私もこれを確認させてもらいましたら、お医者さんは茂原市のお医者さんが協力してくれると。睦沢町は診療所が1か所しかないんですけれども、この小

児用のお医者さんだそうですが、茂原のお医者さんが協力してくれてこういうことができるようになりまして、そういうことであります。いずれも、首長が積極的に動いて独自の政策を取り入れているところが特徴です。

そして、私としましては、いろんな町民の方や、それから私もいろいろ研究したり、考えたりした具体的な取組をまず町に求めたいと思ひまして、次の6つについてぜひ検討して、取り組むように求めます。

まず1番目、野戦病院的な施設を長生郡市または一宮町に設置して、積極的に療養を行う。

2番目、それでもできない場合は、宿泊療養施設を町内に設け、1人でも多く命を救うような対応をしてほしい。

3番目、現在、自宅療養のフォローを町で保健所と情報を共有して行ってほしい。食料、買物、保健師の電話確認などはできると思いますので、ぜひお願いしたい。

4番目、PCR、抗原検査の設置を町または長生郡市で設けて、早期発見、早期治療を行うことができるようにし、1人でも命を救うようにしてほしい。最近、カクテル方式という新しいかどうか分からないんですが、治療方法が出ました。これは非常に有効だそうですが、ただし、発症してから4日以内ぐらいにやるのが一番効果が出ると。遅れると非常に効果が薄くなると。したがって、早期発見、早期治療がここで発揮されます。

5番目、親子感染を想定した対応を考えてください。これは非常に人数は少ないんですが、親が非常に困る、あるいは子供が放置されるような状況になってしまう。そういうことがないように、ぜひ町の大切な親子の健康を守ってください。

次に、6番目、オンライン診療というものがあります。これを町は導入して、万全の体制をつくって運用してください。オンラインですと、町内の先生じゃなくても対応ができるそうですので、ぜひ検討をお願いしたいと思ひます。

以上、6点の対策をできるかできないか、まずご対応をお願いしたいと思ひます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、医療体制強化の関係でございます。

野戦病院、宿泊療養施設あるいは検査体制の拡充など、こうした新型コロナに関する医療体制の強化は、都道府県が実施主体とされております。このため、町では管内市町村と連携し、県に対して随時医療体制の強化を要望しております。直近では、今月3日、管内7市町

村長の連名で熊谷知事宛てに宿泊療養施設の拡充や臨時医療施設の増設を求め、要望書を提出いたしました。

今後も、医療体制の強化につきましては、必要に応じ県に要望してまいります。

なお、オンライン診療の話がございましたが、こちらは、医療機関の意向が重要となります。今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、ひとり親家庭等において、親が感染した場合の対応です。保健所では、新型コロナに感染したひとり親などが子供の預け先に窮している場合、親族や親しい関係者に子供の受入先を依頼するなど、支援を行っております。その上でなおも子供の受入先を確保できない場合、児童相談所が子供の一時保護を行うこともあると聞いております。

また、町独自の感染症対策への取組です。町ではこれまでに新型コロナワクチンの接種について、郡内統一で行う個別接種に加え、独自に町民対象の集団接種を行うなど、接種の加速化に努めており、今日14日の時点では、2回接種を完了した者が対象者に占める割合は54.7%となり、県全体の44.1%を大きく上回っております。今後も個別接種と集団接種の併用により、ワクチン接種の加速化を図り、感染拡大防止対策に努めてまいります。

また、繰り返しになりますが、自宅療養者への対応可能な支援につきましても、県と調整の上、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問の中で、睦沢町のご事例を紹介していただきました。このことについて、一宮町の立場をご説明をさせていただきます。

この長生郡市内で睦沢町だけが、若い方への集団接種を先行して行うことをなさいました。これは私も素晴らしいことだと思うんですけども、実は、私ども郡内では、若い方々は2つの要因で個別接種が望ましいと、そのようにこれまで判断をしてまいりました。

一つは、副反応が高齢者の方よりも激しくて、医療機関で先生方に見ていただく、そういう環境が充実している下で接種をしていただいたほうがよろしいだろうと。それからもう一つは、他の予防接種がございます。様々な日本脳炎ですとか、いろんな接種がございます。それとの相互関係がございまして、これについても医療機関でしっかりと状況を把握していただきながら接種をしていただくのが安全性が高いと。そのような判断から、個別接種を軸に考えるということになりました。

ところが、今、議員のお話にもございました、急な感染者の増加がございました。その中

で2学期を迎えるという中で、学齢期にある皆さんの安全性を高めるためには、少し個別接種ではペースが遅いという話になりました。

その中で私どもも集団接種を組もうということになったんでありますけれども、この先生方をお願いするにおいて、そういう若い方へのワクチン接種を過去に経験されたことのあるお医者様に集団接種のときもお願いすべきであると、そのような認識を私ども、医師会の皆様と共有いたしまして、そして、そういう意味の先生方の監督の下で集団接種を行おうということでセッティングをしてまいりました。そういうふうな事情がありまして、私どものところは先般の全体会議の中でご説明したように、10月3日の開始という形になった次第でございます。

睦沢町は、ではどうして早くできたかということなんですが、実は睦沢町は、議員の今のお話にもございましたとおり、もともと町内の医療機関が少ないものですから、全て集団接種でやっていくと、それを軸に進めていくということで、独自の路線というか、方針で進んでいらっしやったということでもあります。ですので、その中に若い皆様の集団接種を急遽組み込むということが構造的に容易であったということがございます。

私どものほうは、今申し上げたとおり、個別接種を軸に考えていて、それを踏まえた上で後から集団接種を構想したものですから、こうした若干の時間差が出ているということがございます。若い皆さんへの接種を早めたいという気持ちは議員と私どもも同じでございますが、そういう事情で、若い皆さんの危険を回避すると、リスクを軽減するというところからの結果でございますので、その辺りご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。再々質問ありましたら。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） そうしますと、私の具体的な取組の1から6までのうちに、町でできそうなものは何かあるか、今答えられますでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それではお答えさせていただきます。

先ほど来のお話の中で、感染者の急増ですとか、保健所業務の逼迫といったところから、自宅での療養者、こちらへの支援は市町村で関わる必要性が高まっているものと認識しております。こちらにつきまして、町で対応可能な支援策を早く講じることができるよう、検討の調整を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。次の質問をお願いいたします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、町長の公約、前回に引き続きという形になりまして、非常に長くなってしまいましたが、前回、広報を見ろよということで終わってしまったので、私が広報を見たところ、まだよく分からないというところがありましたので質問させていただきます。

まず、神社、サーフィン、農業のイメージをつくるとありましたが、具体的にどのようなことなのかがよく見えない。もうちょっと説明をお願いしたい。

3番目、町の経済状況は、地元の個人、中小企業やサラリーマンに託すと受け取られる内容だったが、町はここでどういうふうに入介入して、この経済状況の働きをするのか、この辺の説明をお願いしたい。

よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 大橋議員、1番の1の質問が抜けていますので、質問してください。

○4番（大橋照雄君） すいません。1番目は、町長が方向性を示すだけということを前回議会でおっしゃっていました。その方向性は、職員の方にどういうふうに伝わっているのか、その辺をお聞きします。

○議長（鶴沢一男君） 大橋議員、4、5、6も続けてお願いします。

○4番（大橋照雄君） では4番目、コロナ禍で防災対策会議が開けなかったとありますが、災害はコロナ禍だから行きませんという、そういう通知があるのか。

5番目、防災の検討をすべき項目はピックアップしてあるからとのことだが、誰がピックアップしたのか。

6番目、財政策が1期目と2期目で基本自主財源から依存財源に180度変わった。自主財源比率と経常収支比率を就任してから、その推移を示して、その1期目の自主財源強化の説明をお願いしたい。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊秘書広報課長。

○秘書広報課長（渡邊浩二君） それでは、町長の2期目公約についてのご質問のうち、1点

目の方向性の職員への周知についてお答えいたします。

町長の目指す方向性につきましては、改めて職員に周知はしていませんが、広報いちのみやへの掲載や、議会での所信表明で発信しております。

また、事業を進めるに当たって、その都度町長と担当課で協議しておりますので、当然、職員は町長の目指す方向性を理解した上で業務に当たっております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の公約に関するご質問のうち、2点目と3点目のご質問にお答えいたします。

初めに、2点目の神社、サーフィン、農業のイメージづくりを具体的にとのご質問でございますが、玉前神社周辺の伝統的な色彩の強い市街地と海岸沿いのサーフィン文化を背景とするモダンな市街地、さらに広大な農村地帯、本町には大きくこの3つの特徴を持った地帯が展開しております。

それぞれの特色をさらに強めるとともに、つながりを強めて、ユニークな神社とサーフィンと農業の町として、オリンピック効果によって増えるであろう来訪者の皆様にそれぞれ回遊していただくための体験型、滞在型のプランを多く提供すること、また、SNS等を活用して情報発信して、シティープロモーションをすることで、町のイメージアップを図るものです。

次に、3点目の町の経済状況にどのように町が介入するかのご質問でございますが、まず事業者の皆様については、2点目でお答えした取組により、本町へ来訪される多くの方々に長く滞在してもらうことで消費機会の拡大を促すとともに、収益性アップのために、新技術の導入サポートや情報発信など、様々な制度により事業が展開できるようサポートをしていくものです。

また、勤労者の方々につきましては、2期目の所信表明のとおり、教育、文化、福祉、子育て、防災、基盤整備など、バランスのよい取組により、住みやすく、魅力のあるまちづくりの実現を進めることで定住促進を図るものです。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員からいただきました、4番と5番のご質問について、私のほうからお答えを差し上げさせていただきます。

まず、防災対策会議がコロナ禍で開けなかったことについてのご質問であります。

コロナ禍という状況を踏まえて、大人数の集まる形での会議は開催を見合わせてきてまいりますが、行政側でできることを行いまして、災害に対しての備えを強化しているというところであります。

5番の防災に関連して検討すべき項目については、どのように誰がピックアップしたのかということでもありますけれども、私がまず原案をつくりまして、総務課の担当者と何度にもわたって複数で検討をいたしまして、ピックアップをしまして、方針を定めました。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、6点目の質問でございます、自主財源比率と経常収支比率の推移でございます。

こちらにつきましては、第1回定例会でもお答えしておりますが、自主財源比率は平成28年度が43.7%、29年度が48.4%、30年度が49.8%、令和元年度が47.7%になってございます。

また、令和2年度は34%でございましたが、これは国から新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が支給されるなど、コロナ禍という特殊事情が影響したもので、あまり参考になる数値ではございません。

経常収支比率は平成28年度88.4%、29年度が89.2%、30年度が90.8%、令和元年度が90.8%、令和2年度が88.3%でございました。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまです。

答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まず、イメージを捉えてはありますが、この回答からいくと、中心になって仕事をするのが企画課ではないかと思うんですが、この回答からいくと、町の人たち、あるいは業者の人たちとどのような形でジョイントしてこの事業を行っていくかというところの説明がないんですが、もう町長も5年以上町長として仕事をなさっているんで、もう具体的にこういうふうにするんだという、そういうものが見えないと、町民の方々は非常に不安になると私は思います。

また、何人かの方は、そういうようなことをおっしゃっている方もいます。もう5年たったら、いつまでにこういうふうな形にしますよという、そういうものを示さないと非常にや

っているのか、やっていないのか分からない、そういう状況に見られちゃいますので、ぜひそういうところを示していただきたい。

それで、一番よく分かるのが、P D C Aにのっとった表示をしてくれると非常に分かりやすい。それがないと、どう思うかという行政になっちゃいます。どう思うかは前の議会で町長が述べていましたが、どう思うかはそれぞれみんな違くと、そういうことになると、果たしてそれがうまくいっているのか、いっていないのかが全く不明な行政が誕生してしまいますので、ぜひこのP D C Aにのっとった、そういう政策をぜひやっていただきたい。私は要望よりも要求したい。

それから、よく防災関係で、天気が悪いからやめたというのもありましたし、今回のようにコロナ禍だから会議を開けなかったと、これは、コロナ禍における防災というものが非常に取り上げられているときにちょっと方向性がおかしいんじゃないかと。コロナ禍でもいかにして会議を開くか、これが行政の知恵だと思うんですが、その辺をぜひ今後發揮してもらいたい。

それから、防災会議で防災に関してのことは決めていくと、そういうことを前回はおっしゃっていたが、この検討すべき項目をピックアップしてあるということは、防災会議を開かなくてもこういう結果が出せる、そういうふうにも受け取れるんで、この辺はどうなんだろうという疑問が浮かびます。

それと、6番目、財政なんですけど、何とか指数、何とか指数といっぱい指数があるんですが、一番分かりやすいのが、私は自主財源比率とそれから経常収支比率、これが一般の人には分かりいい。

ご存じのように、自主財源比率が大きいと、国からの支援金が少なくて済んでいると。要するに自分で何とかできるようなまちづくり。馬淵町長は合併反対運動の旗を振った方ですので、合併しないまちづくりを当然やらなきゃいけない。それが私の基本的な考え方の自主財源を確保して、国に頼らないまちづくり、これが必要ではないかと思っているんですが、その辺は馬淵町長はどういうお考えなのか。

それから、今回のこの数値を発表してもらいましたが、コロナ禍で非常に状態が変わって、なかなか流れが読めないんですが、私は経常収支比率が非常にどんどん上がってきていたんで、今年あたりか来年あたりで95%近くいっちゃうんじゃないかという、そういう危惧をしていたんですが、コロナ禍でいろんなお金がどんどん入ってきたので変わっちゃいまして、その分析の検討がここでできなかつたんですが、いずれにしても町長に経常収支比率は上が

ってきていますので、95%を超えると要注意団体ということになるそうです。ぜひそういうふうにならないような財政運営をしてほしい。

もしできたら、馬淵町長、この辺をどういうふうに運営していくのか、ここで説明していただければありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 大橋議員に申し上げます。これは要望でしょうか。質問ですか、再質問ですか。

通告がなされていない部分がありますので、答弁できる範囲でお願いいたします。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 再質問の中で、幾つか、ではお答えを申し上げます。

成果を出すということでありませけれども、私といたしましては、企画課長からご報告申し上げたようなことは、当然私のみならず、どなたでも今の一宮町の増進のプランの柱に据えるべきことだろうというふうに考えております。

その中で、就任してからの5年間の中でできる限り、そうした方向へ進めてきたつもりであります。それは、観光と町内の各部門との連携も強めるということ、これもひとつ大きな軸なんでありませけれども、私としては、各一つ一つの局面でそれを強化してきたつもりであります。残念なことに、新型コロナウイルスというものの到来というものがございました。

実のところ、オリンピックという巨大な、今、本当に起爆装置というのも変ですけれども、一宮町への膨大な人からの関心を集める、また実際に来訪していただける、そういう機会としてこのオリンピックも想定しておりましたが、これはご存じのとおり、コロナで全く不発に終わりました。もうこっちは志田議員がいらっしゃいますけれども、さすが市もそうでいらっしゃるし、それから渚のファーマーズマーケットもそうでありますし、町でやっております農林商工祭や上総国一宮まつりも全てこれは規模縮小であったり、中止ということを余儀なくされております。

こういう中で、県境を越えての往来も控えてほしいということが緊急事態宣言になって知事から発出されるという状況であります。町民も外から来ないでほしいという方も結構いらっしゃる状況であります。

そういう中で、こうした人の交流を前提として町をプロモートしていくというようなプランは、残念ながら停頓せざるを得ないという状況にあるわけです。これはこれで、もしこれが長引くのであれば、またまちづくりの方向性というのを大きく変えていかなきゃいけない。

他者との交流というのを前提にしないと、しかしお金が流れないわけですから、そもそも町を盛り上げるということは不可能だと私は思いますけれども、自給自足の村落に戻るわけにいきませんので無理だと思うんですけれども、しかし、今、コロナが長引いて、直接往来ができないのであれば、それはそれを元としてまた考えなきゃいけないと思います。

ただ、今我々としては、コロナをとにかく、先ほど議員のお話では、国のほうより地方自治体のほうへ、防疫業務の主力が移っているという話がありました。確かにそういう中で、各自治体で千差万別でありまして、なかなか統一的に日本中で制圧するという形になっていないと。こういう中で、なかなか展望が開けないんですけれども、まずはコロナを制圧して、そして、以前のような人や物の自由な行き来というものを取り返していくことが、こうした私が就任以降申し上げている、町を盛り上げていくための政策の実現にも大前提になるんじゃないかなというふうに思っております。これがもし長く続くのであれば、違う方向を考えるしかないということでもあります。

それからもう一つ、直接町長へということで、自主財源のお話がございました。これについても、私としては議員と同じ気持ちだというのは過去の答弁でも申し上げたとおりであります。自主財源が多ければ多いほど、自己決定権が高まりますので、ありがたいことではあります。

しかし、現実に大きな企業ですとか、そういったものが一宮町の在り方を本質的に変えながら展開してくるということは可能性としても考えにくいですし、また、私どもも必ずしも望まないということがあります。

そういう中で、個々の事業者の方のお仕事により順調に展開して、個々に規模を大きくしていた、あるいは新しい方がそれぞれにお仕事を展開していた、そういったことを地道に積み重ねていくしか方法はないと考えるということは以前申し上げたとおりです。それによって強く、自分たちの足で、大勢で立つ町というのをつくっていく、そして、国からの支援に一方的に頼らない町をつくっていくという方向で、徐々に進めていくしかないのではないかと思います。

もし5年でこれが一気に変わるということがあるとするれば、それは全く今の一宮町と変えなければできないことだと思います。ですので、少しずつ進んでいきたいというふうに思うところであります。

大企業による企業城下町になることは恐らく皆様もお望みではないと思いますので、私としては、これは少しずつ進みたいというところであります。

最後に、経常収支比率についてですけれども、これはもちろん私どもが行政の中で無駄を省いてこの経常収支比率の上昇をなるべく阻むということをしていく必要があると思っております。しかし、必要な支出というのはどうしてもあるわけなので、そこはやむを得ない場合もあるかと思っておりますけれども、精一杯努力をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 大橋議員に申し上げます。他の質問は要望としてお受けいたします。

大橋議員の質問の途中ではありますが、会議開会后1時間10分が経過をしておりますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時25分の予定です。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時24分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） じゃ、再々質問をお願いします。

ただいまの件で、ちょっとあんまり頭がよくないので理解できないので、私のほうからこうということですかという投げかけしますので、それでイエスかノーで答えていただきたい。

現在、コロナ禍で非常に多忙の中、なかなかそういうプランとかあれを示すことができないので、コロナが終息してから再度提示しますという町長の答えを、概要でそれでよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 違います。

そうではなくて、成果を上げるということについてのお話ですかね。

これについては、成果は、私は徐々に上がっていると思っておりますけれども、現在コロナによって人の移動が最低限に制限されております。そういう中で、本来、人の大幅な移動を前提にして様々なプランを練って、一つ一つ種をまいてきましたけれども、それが大きく展開するには至っていないという状況であるということをお知らせしました。

今後については、コロナが終息するということがあれば、また再度同じ方向で回路を回していく努力を続けたいと思っております。ただ、コロナが長く続く場合は、今度はそういう人

の移動を前提としない町の振興の方針というのを新たにつくって、そちらに軸足を置いて展開していくべきだというふうに考えているということを申し上げた次第でございます。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いいたします。

○4番（大橋照雄君） 3番目、ふるさと納税の状況について質問します。

多額の早期効果が期待できる歳入方法に、ふるさと納税があります。町長は、2期目の6月広報で歳入増額を掲げています。そこで以下の点について伺います。

1番、回路増強とありますが、どのようなことか。どの課がどのように行うのか。その構想を発表してください。

2番目、他の町で、一宮町の令和3年予算の倍以上の寄附金が集まったようですが、それは知っていますか。それから、調査して町の取組を参考にし、目標設定の取組を行う計画がありますか。

以上、お答えください。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 大橋議員のふるさと納税に関するご質問のうち、1点目のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の担当課に関するご質問ですが、ふるさと納税の制度を導入した当初は総務課、令和元年度からは企画課が事務を所掌しております。

次に、ふるさと納税の回路増強の意味に関するご質問でございますが、ふるさと納税による寄附金増加のためには、返礼品のラインナップの充実を図るとともに、町の魅力や町のふるさと納税制度についてできるだけ多くの方々に興味を持っていただくことが不可欠であり、こうした取組を進め成果を上げることが、ふるさと納税の回路増強と言えるものと考えております。

こうした考えの下、町では、メロン、トマト、梨などの農産物や、落花生、菓子、みそなどの加工食品、釣り具などの製品、乗馬センター、宿泊施設、ゴルフ場、サーフィンなどの体験型の返礼品など、返礼品の充実努めてまいりましたが、今年度からは、これに加え、返礼品として全国的に人気の高い米のほか、掃除代行、高齢者の見守りサービスなど、時代のニーズに沿った返礼品を新たにラインナップに加えました。

また、自治体の魅力のPRや返礼品の紹介、寄附金の収納、返礼品の発送などを代行する

ポータルサイトについて、従来、自治体登録数、登録件数全国1位のふるさとチョイスのみを活用していましたが、昨年度からは楽天ふるさと納税を、今年度からはさとふるを加えた3つのサイトを活用しております。

こうした取組の結果、当町におけるふるさと納税の寄附金の実績は、令和元年度は1億978万8,000円、令和2年度は1億4,597万2,369円。今年度も7月末の時点で、前年度同期比で166%となる3,899万7,000円と、着実に増加を続けております。

次に、2点目の当町の年間予算の倍以上の寄附金を集めている自治体があることを知っているか。また、これらを参考に町として目標を立てるべきでないかのご質問でございますが、年間100億円以上もの寄附金を受けている自治体は、いずれも地元で生産されるブランド牛や、水揚げや加工されるカニ、イクラなどの高級食材を返礼品として用意している自治体であり、残念ながら当町の比較対象とはなり得ないものと考えております。

当町としては、むしろ県内で実績を上げている他の自治体の取組を参考にしながら、ふるさと納税の回路増強を図り、寄附金の増額と町の知名度やイメージアップ、町内の生産者や事業者の振興に役立ててまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ちょっと時間がなくなってきましたので、簡単に、隣の長生村が何か10億円を超えたという話を聞いています。そんなに長生村と一宮町に差があるのかなという、そういう素朴な疑問があります。

今後、この場で結論を出さなくてもいいんですが、町長の掲げた自主財源確保の一番有力な方法の一つがふるさと納税になるんじゃないかと私はかねがね思っておりますので、ぜひ町を挙げてこれを取り組んでもらいたい。要望で結構です。

続きまして、4番に行きます。

4番、大雨による排水不良について。

大雨時に排水不良による水害の危険が想定される。町の対応について、以下の点を伺う。

1番、町内各所で排水不良による水害の危険が心配されるが、住民からの改善要望は何件ぐらい出されているか。対応計画があれば、具体的にどこの場所をいつまでに完了するのか、説明ください。

2番、先日、排水について困っている町民から話を伺った。担当課によると、あの場所は水が出ることは承知している。家を建てた人は、不動産業者から水が出ることは知らされているはずだ。そこに家を建てたのだから、自己責任で対応してくださいとの対応であったが、これは馬淵町長の考えなのか伺う。

以上2点です。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 1点目の排水不良による改善要望についてですが、工事については、毎年度地元自治会から要望を受けており、令和3年度要望による排水不良等の要望は25か所ございました。

この要望については、予算編成時に緊急度等の判定基準に基づき順位付けを行いまして、工事の規模により1年から3年の計画で実施しております。

なお、道路の陥没や側溝の損傷のほうについては、住民からの相談後に現地の確認を行い、必要に応じて緊急工事を実施しており、今年度は8月末までで7件となっております。

2点目の窓口対応ですが、ご質問のような対応は行っていないと思っております。が、ご指摘のような窓口対応が実際にあったとすれば遺憾であり、今後はなお一層、住民に寄り添った窓口対応となるよう改めて職員を指導してまいります。

以上です。

○4番（大橋照雄君） 質問3番目、まだ残ってしまして、すみません。

○議長（鶴沢一男君） じゃ、どうぞ。

○4番（大橋照雄君） 今の回答で結構です。

3番目、8月9日の新聞記事に、ドイツの洪水で犠牲者が多数出た。行政は報告を出すのが遅れ、行政責任者に捜査とあった。町では、このようなことが想定される場合の対応について考えているか、お答えいただきたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまのご質問でございますが、町では現在、気象庁発表の警報等の情報や、気象庁ホームページで提供されている情報、一宮川の水位などもろもろの情報を基に避難情報を発令しております。実際に本年8月8日の台風10号の際には、土砂災害

警戒情報が発令されて間もなく、土砂災害警戒区域を対象に避難指示を発令しております。

今後も、空振りを恐れずに、適時、避難情報の発令に努めてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありましたらどうぞ。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再質問でお願いします。

私は、ここで何を言いたいのかといいますと、いろんな想定がこういう議会から提示されていますが、それに対して十分な対応をしないで放置しておいた場合に、町の責任がないのか。そういう点をちょっと確認したかったので質問しました。

その辺の責任はどうなんですか、お答えをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 先ほどから回答しておりますけれども、避難情報の適時発令に努めまして、そのような仮定の状況は想定しておりません。

今後とも、そのような状況になることを防ぐため、最善を尽くしてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

（「いえ」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

それでは質問させていただきます。

道の駅計画について伺います。

過去に、町で道の駅の調査検討が行われたことが、町広報に掲載されていたが、その後、この話は立ち消えになっています。この候補地として、東浪見釣ヶ崎海岸の先、国道と県道

の交わる三角地帯があったと聞いております。

今、世界が注目しているオリンピックサーフィン会場跡地の観光名所として特産物直売所、またオリンピック競技にもありましたスケートボード等のアミューズメントを取り入れた道の駅の計画を検討していただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 内山議員の道の駅についてのご質問にお答えします。

道の駅設置については、平成21年9月に、役場若手職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、調査研究を行いました。

このプロジェクトチームでは、近隣の道の駅の視察を行うとともに、候補地や施設規模と費用などについて二十数回に及ぶ会議で議論を重ね、平成22年3月に報告書をまとめ、その後、生産団体及び直売所などからの意見聴取、サーフィン大会会場における特産物の販売実験などを行うなど、調査研究に取り組みました。

しかしながら、翌平成23年3月には、東日本大震災により当町も一宮川を津波が遡上するなど大きな被害を受け、防災拠点でもある役場庁舎の建て替えや、一宮川に隣接した一宮保育所の移転などを優先せざるを得なくなり、道の駅の構想は具体化せず現在に至っております。

内山議員のご指摘のとおり、オリンピック開催により、町や釣ヶ崎海岸の知名度は大きくアップしており、新型コロナの終息後にはサーファーや観光客などの一層の来訪が見込まれること、また、津波発生時の一時避難場所ともなり得ることなどから、改めて釣ヶ崎海岸周辺への道の駅の設置に向けた機運は高まっていることから、新たな総合戦略に盛り込みたいと考えております。

一方で、新型コロナの感染拡大に伴い税収が減少する中で、中央ポンプ場をはじめとする既存の社会資本の維持更新等に伴い、歳出の増加が見込まれるなど、町財政を取り巻く状況は大変厳しいことから、道の駅の設置については、事業の採算性や優先順位、町の財政状況をしっかりと見極めた上で、できる限り前向きに可能性を模索してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありましたら。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 分かりました。

できない、またやらない理由はたくさんあると思いますが、近隣の市町村、例えばいすみ市では、国吉小学校の統合新校舎、また、岬公民館改修工事等で補助金を活用しています。長生村では公民館建て替え、八積駅駅前開発、長柄町では公民館建て替え、睦沢町でも道の駅を膨大な補助金でやっております。また、長南町では小・中学校統合事業、また役場庁舎の建て替え計画等、補助金を使った事業が多数行われております。

今後、当町でも、近隣市町村に負けずに補助金を利用した事業を施策していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまです。

以上で内山邦俊君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、大きく3点の質問でございますので、1点ずつ分けさせていただきます。

最初に、1番目としまして、各種メディアや行事、その他の場面での町長のご発言と町の情報の発信についてお伺いいたします。

最初にお聞きするのは、その中で2点ございます。

馬淵町長におかれましては、新聞などマスコミへの発信の際などで、町の信頼を損ねかねない発言があったということでございますが、発言には特に配慮を持って慎重に願いたいと思います。町の情報発信としてはむしろ不信感を招きかねない場面もございますので、内容や方法についても慎重に願いたいと思います。

これについて、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目としまして、馬淵町長は、SNSを通じまして度々各種の発信をされているようですが、中には公私を混同しているのではないかと見受けられる場面がございます。それぞれの発信の内容とその時期については、担当している部署でも了解の上で行っているものなのか。また、その効果、結果や責任の所在、特にその辺ですけれども、これをどう考えている

のかということをお伺いいたします。

議会の場では、不特定の方が内容をお聞きになられている場でもございますので、ここでの質問の内容を多少補足させていただきます。

去る7月10日に、オリンピック学校連携を控えておりましたが、毎日新聞朝刊の千葉版の記事の中で、以下のようなことが書かれておりました。

一番終わりの部分ですけれども、馬淵町長は、「同じ町で育った選手が出場する五輪を直接見ることは、子供たちの心に大きなレガシーとして残ると思っていただけに残念」としながらも、「感染拡大を考えると観客の動きが見通せず不安な面もあった」と打ち明けたと。そのように記載されておりました。

これは、毎日新聞の署名入りの記事でございましたが、感染拡大に関して不安な面もあったと打ち明けたとされていますと、これを読みますと、幾つか心配な点が考えられてしまうということです。

例えば、最初に、不安だったならばもっと早い時点で中止を決定すべきだったのではないかと考えられてしまうとか、感染予防対策が不十分だったのではないかと、そのように感じさせてしまうと、余計な不安感や疑念を生じさせたりします。それによってさらに、担当である教育課、学校などが十分な対策をしていたということを私も承知しております。慎重に準備を重ねていたということですが、それらが否定されるかの印象を受けさせかねないわけです。それまでの準備に対する配慮の不足ということがあるかと思われまます。つまり、現場のほうでは十分な準備ができていなかったのではないかと余計な不安を保護者の方に与えかねないということになります。

実際、これは任意の参加となっていたので、中には心配だから参加を見合わせるという方もいらっしゃるわけですから、そういった方にとっては、なおさら誤解を招くという可能性がございました。

この記事内容にもしそごがございましたらば、町長の意図は全く違うということであれば強く抗議していただくことが望ましいかと私は思いますが、その辺のご判断は、町長のほうでしていただくべきかと思えます。実際の発言内容を記録させておかれるべきだったのかもしれないと思えます。

町長におかれましては、人情を大切にしているということですから、そういった配慮というものも十分考えて発言していただきたいと思えます。

またSNSに関しましては、「一宮町長馬淵昌也」として発信されているわけですから、

フォロワーの方やご覧になっている方は、そのつもりでご覧になってツイートされたりするわけですが、発信の内容から、大半の方が公式な発信だと受け止めていらっしゃるのではないかと思います。

となると、多くの方から公的な発信メディアと解釈されていてもおかしくない。それにもかかわらず、中にはあまりにも私的な、あるいは個人的な考えに基づくやり取りに終始するような場面があったりするようでございます。

それをもって、さらに批判的なやり取りの往復などといった場面がございますと、町にとって益のないことでございますから、信頼性の問題ということもありまして問題があるのではないかと思います。公的なメディアを借りて私的な政治活動に当たるような利用していると受け止められてしまう、そういう形になってもおかしくないと思います。だからこそ批判的なツイートなども現れるのではないかとと思われるのですが、そういったことのないようにしていただきたいという思いが、この質問の元とする要因でございます。

以上、町長のお考えをお伺いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

7月10日の毎日新聞の記事について、これが信頼を損ねる部分があるということをおっしゃっていただきました。私は全くそう思っておりません。

また今日に至るまで、議員お一人からしかそのような議論をいただいたことはございませんので、様々な読み方というのは可能でしょうから、それがいけないということまでは私は申し上げるつもりないですけれども、かなり特別な読み方をなさっていらっしゃると言ってよろしいのではないかとこのように私は判断しております。

一方で、全体ですけれども、新聞などのマスコミ報道については、紙面の制約などから発言の一部が切り取られて報道されることもあり、誤解を招く可能性は確かにあるわけであり、いずれにしても、マスコミ報道は町に大きな影響を与えますので、情報発信については十分注意をして行ってまいりたいと思う次第であります。

さて、SNSでありますけれども、これは新しいメディアでありまして、私は一宮町長として、しかし公的な業務、行政官としての立場と政治家としての立場、両方あります。

政治家の立場としては、様々な国家的なレベルの政策、方針をめぐる問題についても抱

負を述べることは妨げない。このようなSNSの使い方については、ご存じのとおり、菅首相をはじめ、全国の首長が大勢でやっておられる。議員も大勢やっておられます。全く違法性がないということで、現在これは大いに拡大の中にあると言っていいと思います。ですので、私は、現在の私の使い方について問題があるとは全く思っておりません。

また、この効果というのも結構大きいものがあると思っております。特に災害時ですとか緊急の状況があるとき、これは私がかつて、これを始めたときのきっかけであります、当時熊本市長さんが熊本地震のときに、熊本市内で様々なデマが飛びました。動物園から猛獣が逃げているとか、犯罪集団が侵入しているとか、そういうデマが飛んだときに、市長は、私のツイッターを見てください、これが唯一の真実の伝達手段です、伝達の窓口ですということで終始ツイッターをなさって、熊本の市民の乱れる気持ちをそこで納めておられたわけです。

私は、こうした形、非常に優れたところがあると。ご存じのとおり、他の自治体の皆様、ツイッターあるいはフェイスブックでの発言で様々な波紋を呼ぶことがあります。それは確かに、場合によって大いに注意しなければいけない、これは藤乗議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、私は現在のところ、自分の中では、公平性、公正性、そして遵法性、そうしたこととかを十分自分として課して、これを運用しておりますので、今後も、おっしゃっていただくような危惧が拡大しないように努めながら、この長所を伸ばしていきたいと思う次第であります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） SNSに関しての考え方は分かりました。私の考えているところとは異なるということにもなるかと思えます。

もう一つ、新聞報道に関しては、私だけからしか言われたことがないので特殊な考え方であるというご意見だと思います。見落とされている方が非常に多いのではないかというふうに私は思っております。

SNSに関する1つの例として、私が町長のSNSに関する姿勢というのとはまた別にしまして、意見させていただきたい部分がございます。質問ということになります。

8月2日からの緊急事態宣言に関連して、海岸駐車場の封鎖を急遽行うことになったわけ

ですね。それに関するツイートの経緯の中で、海岸付近の違法な路上駐車のことを指摘されている内容のものがございましたが、私、これを拝見している中で、町長はフェイスブックなどで1,000人前後、あるいはそれ以上の方の登録があるから有用であるというお考えだというふうなことを担当のほうからお聞きしておりますが、そういった意味で、公式の情報を発信するツールの一つなんだというお考えでしょうけれども、実際の海岸封鎖でこういった問題が起こるということは経験しているわけですから、当然、行政側としても町長としても承知している想定内のことだったと思うんですが、あまりにも急に封鎖ということを進めたということなどがございますので、そういったことが起こったかと思います。

ここでは、果たしてSNSをその対象になるような方たちが見ているのだろうか。あるいは、町のホームページなども見ているのだろうかということも十分考慮した上で、情報発信をするべきではないかなというふうに考えております。

このところは、SNSを使って発信すればという、人数はかなりフォローされている方も多いから十分効果があるだろうというふうに思い込み過ぎている、そういう部分があるんじゃないか。情報発信の方法について、もっと工夫していただく必要があるんじゃないかなと思います。

これは、突然の封鎖により、しばらく路上での違法駐車がありましたが、情報発信、お知らせすることに関して準備不足、想定不足、封鎖を知らずに、そのためにサーフィンをしに来ている方が突然どうということなんだということになったというのが大きな原因ではないかと思います。こういった方たちが、果たして町が公式の情報発信ツールとしている防災無線を聞いているのでしょうか。町のホームページを見ているのでしょうか。町長のツイッターなどを見ているのでしょうか。

むしろ、この場合には、ある程度の周知のための時間的な余裕、あるいは発信をする相手がSNSによることでちゃんと伝えられるのかどうなのか。本当に伝えたい相手が誰なのか。有効と考えられるメディアはほかにないのかといったようなことを考えた上で進めるべきだと思います。

先ほど、防災などの面では有効な場面があるということですが、情報の種類、内容によって相手を考えて、発信の仕方、手段、こういったことを検討していただくべきではないかなというふうに思いますので、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えをいたします。

それは、藤乗議員のおっしゃるとおりだと思います。

決して私は、私のSNSがその海岸駐車場の閉鎖についての最も有効な回路だとは考えておりません。それは全くそういう認識ではありません。ただ、各種の回路で、町のホームページもそうなんですけれども、そういうことを差し上げるべきだという、その中の一つであります。その上で、今おっしゃったとおり、もっと有効な手だてを考えるべきだというのは、そのとおりだと思います。

実は、前回の緊急事態宣言で駐車場閉鎖したとき、私ども、波情報のサイトをお願いをして、町の駐車場が閉まっているということを皆さんにお知らせしていただくのが一番有効じゃないかなというふうに思いました。皆さん、サーファーの方は、波情報を見て、それでおいでになるんです。ただ、ちょっとそれは、例えば九十九里であると、北から南までたくさんの自治体があって、たくさんの情報を全部載せるとか、そういうことって実際にはどうもなかなか言うはやすくなすが難しいようでありまして、交渉が、ちょっとそういうのを探ってみたんですけれども、それっきりになってしまったというところがありました。

またもう一つは、例えば、町内には、オリンピックにお出になられた大原さんをはじめ、稲葉さんほか、大勢の優れたサーフィン界の若きリーダーがおられます。そういう方々をお願いをして、そういう方々の回路から状況を発信していただくというのはいかなと思いましたが、それもその特定の方にご迷惑を差し上げる面もあろうかと思って、ちょっとはばかったところでもあります。

そういったこともあるんですけれども、今議員がおっしゃられたとおり、よりの確な回路でしっかりと情報を差し上げるというのが最も効果を上げると思います。それはおっしゃるとおりですので、今後考えていきたいと思うところでもあります。

ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいま町長からお伺いしましたが波情報などのメディアということとは、むしろ提案しようかと思っていたところだったんですが、事前に検討されていたということで、もう一つとしては、長い目で見たときに、何らかの形でそれほど手間がかからない範囲で、町でもそういう波情報などの発信をするというのも一つのある意味、町の宣伝と

いう部分も含めて使える場面があるのではないかなというふうに思います。

あるいは、こういった性格のものだと、やっぱり多少のお知らせのタイムラグというのがあったほうがよかったのではないかと、やるべきだったのではないかなというふうに思います。

それと、これまで町としては、サーファーの皆さんがほとんどどこにも寄らないんだから、感染の心配はないという姿勢で来ていました。まあ、そういう状況だけではないということが分かったわけですが、その影響があったのではないかなというふうに思われますが、8月末辺りからの感染拡大に関しましては。ただ、こういった方たちは、コンビニとかそういったところにも寄ったりするということは比較的多いかと思しますので、そんなに広域というわけにはいきませんが、コンビニなどにご協力をいただく、掲示をさせていただくというようなこともあってもいいのではないかなと思います。

また、サーフィンで著名な方ですとか、サーフショップというお話もありましたが、もっと広域な意味で、県でもいろんな対策をするわけですから、少し早めの時点、これは海岸封鎖に関してはその1週間ほど前から、熊谷知事から要望をすと言っていたわけですから、事前に、非常事態宣言となった場合にはこうするというので、県のほうの回路を通じてほかの報道と一緒に載せてもらうように、早めに協力を仰ぐというような考え方もあったのではないかなと思います。

これは一つの意見ではございますが、その報道の仕方、それと先ほどの新聞などに関する内容について、いろんな方への思いやりという部分も含めてということを十分考えていただきたいなというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私どもの、まず駐車場を閉めるに至った経緯でありますけれども、実は5月、ゴールデンウィークのときは私どもはあえて閉めないという選択を取りました。そのとき、一つには、もう既に町の飲食業の方は補助があるんですけれども、それ以外の事業者の皆さんには、経営を支えるための財政的補助などが既に新しいものはありません。そういう中で、感染状況が悪化していないのに、町内の、それなのに駐車場を閉めて来訪者を減らすというのは、私どもとしては地元経済への悪影響を考えますとなかなか選べない選択であります。

夏にも、実は5月の連休に一人も増えませんでした。そういうふうな状況、今年の夏も一人も増えませんでした。今年の夏は開けてありましたが。そういう状況を踏まえて、できる

限り、海岸部のそういった事業者の皆様への悪影響を避けるために開けておきたいというふうな、当時は、私どもに強い気持ちがあったのであります。

しかし、ご存じのとおり、7月下旬から急に連日の感染者報告が生じるようになりました。それで、県のほうでも緊急事態宣言が発出されるということになったわけです。

私どもとしては、5月の状況を踏まえて、海岸部でのまた感染というものが必ずしも私どもものほうへは報告がされておられません。ですので、そうした状況からすると、今回もそのままいけるかということ、これは全庁内で議論をした挙げ句に一たび方針として決めましたが、やはり感染者の拡大ということを重く見て、私ども急遽閉めることにしたわけでありまして。

ですので、形式的に緊急事態宣言があれば閉めるというようなことで決めたのではなくて、町内あるいは近隣の感染者数の増加ということも勘案しながら決めましたので、そのあたり、実は早く決めるということがなかなかできないわけでありまして。事業者の方への悪影響というものをなるべく避けるためには、そのあたりが早く判断するというのは非常に一方で危険な部分もありますので、なかなか難しかったというところであります。

最後に、いろいろ中身に気をつけてということでありましてけれども、私は十分気をつけたつもりであります。新聞についても、有観客であった場合、接触面が生ずることを最小限にしなければいけないんだけど、それについての不安があったということを記者に申し上げました。それを、学校の対策が不十分だったというのはちょっと深読みには私は過ぎるというふうに思うわけでありまして。これまでも気をつけてまいりましたけれども、今後も気をつけていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問に対する答弁が終わりました。

次の質問をお願いいたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、2番目にいたします。

公共施設、インフラ等の整備、それに関わる予算について、来年度に向けた事業の方向性について、これに関してお伺いいたします。

その中の1点目としまして、本年3月定例会におきまして、公共施設、インフラ等の整備に関する質問の中で、平成28年度の公共施設等管理総合計画の中には組み込まれていなかったはずの上総一ノ宮駅東口開設関連の諸経費、それと運用に関する経費の埋め合わせをどのように考えているのかということをお聞きした部分があったんですけども、未回答でござ

ございました、これに関しては。

私のほうも時間の関係がございましたので、それについて再度ご質問することはございませんでしたが、東口の開設運用関連だけでも、今後10から20年にわたって毎年2,000万円程度の支出増が見込まれると考えられます。これは、運用の経費も含めてなんですけれども、町長は、この負担を当然承知の上で事業を進めてきたと思いますが、実際どういうことなんだろうかということです。

これに関しましては、この公共施設等総合管理計画の中では、向こう40年というスパンで考えた場合に、町の財政を勘案して約6,000万円の不足分が毎年生じるということが書かれていますということは度々申し上げております。その上でお願いいたします。

2番目としまして、これも3月の定例会におきまして、令和3年度に公共施設等総合管理計画を具体的な計画として更新するために公共施設等個別施設計画を策定中で、その実施時期や対策費用を算定しているということでございました。そうしますと、この12月までには、来年の事業としてスタートしていく部分があるかと思えます。そこで、来年の事業の計画と予算をこれから提出しなければいけない時期ということになるわけですから、その中で明確になっている部分について、ご説明をいただきたいと思えます。

もし、決定している部分がないようであれば、比較検討されている内容として挙げられる部分だけでも、示していただきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の1点目のご質問にお答えを申し上げます。

上総一ノ宮駅東口の開設関連の今後の毎年の支出について承知しているかどうかということでございますけれども、当然これはよく存じていた上で、皆様にお諮りをしてお認めいただいで進めてきた事業であります。

これについては、議員もご存じのとおり、背景として、平成4年以来の長い交渉があったということでもあります。町民アンケートでも約7割、69.数%の方のご要望をいただきました。オリンピック開催という千載一遇のチャンスでこれが可能になったものということでもあります。

その際、負担についてははっきりと見通しまして、それをどういう形で返済するか、その

計画についてもご案内を差し上げた上でお認めいただいて、これは実現したものでありますので、私も当然、この支出については存じておりますし、それは皆様にもお諮りしたとおりであります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 藤乗議員のただいまの質問2点目についてお答えをいたします。

個別施設計画、これを令和2年度に策定いたしました。現在、総合管理計画を策定中でございます。

個別施設管理計画は、施設のリスト化、それから分類、こういうのを行いまして、施設の今後の方向性などを施設ごとに定めたものでございまして、総合管理計画を作成するために必要なデータをまとめたものでございます。

総合管理計画では、個別施設計画でリスト化した施設に加え、インフラや公営企業会計まで町の財産を全て含めた情報を洗い出して、10年間と40年間の財政シミュレーションを行います。こうした作業を経まして、今後の施設の維持管理、更新に係る予算の優先順位と時期を検討いたします。

現在は、この作業中であるために、明確となってお示しできる部分はありません。また、この計画は10年と40年先を基準として作成するもので、来年度予算を焦点としたものではなく、長期的な予算編成の参考とするものでございます。

この計画が完成した後の令和5年度予算からは、総合管理計画の内容を参考にして予算編成をしてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 今のお答えに関しまして再度お伺いしたいんですが、私が最も知りたいというところは、この東口に関しては町負担が約3億3,000万ということで、これは仮に20年で均等に割ったとしたら1,500万以上、運用経費が五、六百万以上は毎年必要だということですから2,000万と申し上げましたが、このオリンピックという話があって3億3,000万となったわけですけども、それ以前の段階ではこの倍以上の金額と。それでしかも、3億3,000万と言いますが、7,000万以上の設計費が既に支出されているわけですね。で、2倍以上の金額ということは、毎年2,000万ということではなくて、その倍というふうに考

えなければいけないということだったはずですが、そここの埋め合わせはどうするということ考えた上で踏み切るということ提案されたのか、あるいは、それは後で考えればいいやということ出されたのかということが最も知りたいところなんですね。

そのための質問なんですが、先ほどの回答でいきますと、これから財政計画をということですから、考えていなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうかというところが、改めてお聞きする部分になってしまうんですが、お答えから聞きますとね。その辺のところ町長いかがでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私どもが起債の形でお金を調達した場合は、定額で毎年返すことが最初からこれは計画として立っております。ですから、それは当然分かっていることであるわけです。それを早めて返済するということはあっても、延ばすことはできないわけですから、基本的にはもうこれははっきり分かっているということでもあります。

それで、当初多かったじゃないかということですがけれども、その多かった中でも、年限などは当然考えて皆様にお諮りをした上で、最終的に減額になってこうなったということでもあります。ですから、これは当然、私どものほうもその最小の計画でお諮りをしているわけですから、それは存じていたということでもあります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 私の考えていることと、恐らく擦れ違っていると思いますね。

単独で東口のことを申し上げればそういうお答えになるかと思いますが、一方で、町のインフラですとか公共施設ですとか、これの更新、維持管理というのが一方であるわけです。その背景があるからこそ、先ほど申し上げた、毎年これに、ある程度計画的に進めていった場合には均等にするとマイナス6,000万円ですよということがあるわけで、そここのところを考慮した上でこの東口の計画も同時に考えていたんだらうかということをお聞きしたいんですけども、どうも擦れ違っているようですので、ここの再々質問だけではお答えが十分ではなさそうです。

次の質問に移らせていただきます。

意見としてだけ申し上げておきます。

○議長（鶴沢一男君） お願いいたします。

○12番（藤乗一由君） 3番目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍での町の経済の状況と今後の方針等についてお伺いいたします。

これは、細かく4つに挙げてありますが、それについてお伺いします。

一つ目としまして、コロナ禍の中での町の各種の事業分野に関して、町ではその経済的な影響の状況についてどの程度把握しているか、お伺いしたいと思います。また、この町事業者のそれぞれの分野についての問題点、これを町ではどのように把握しているのか、状況をどのように伺っているのか、それについてお伺いします。これは要するに、町の事業者、町民の皆さんの情報、このコロナ禍でどういうことにお困りか、どんな状況なのかという情報という意味です。

2番目としまして、地域応援券の進捗状況、効果、これについてお伺いいたします。

現在行われている町民1人当たり3,000円、これの地域応援券は、今月末まで利用可能となっておりますが、これが今現在どういう状況なのかなど。進行形のところですけれども、その辺のところをお伺いします。

3番目としまして、その他のコロナ問題に対応した町経済の活性化に関する対策、こうしたことについて、現状で町でも国の補助等を利用しながらいろいろやってきているところではあると思いますが、現状での効果、あるいはどのような意見があるかということも含めてお伺いします。これは2番目と連動しております。

4つ目としまして、今後の施策という部分ですが、国からも新たな支援、補助といった可能性も十分あるかと思えます。その中で、町の経済活性の事業として今後具体的に準備している、あるいは検討中、計画を考えているというようなものが具体的にあるのかどうか。あるのであれば、そのプラン、あるいはこういう効果を狙うというところを、どういうふうに考えているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、藤乗議員のご質問に対して答弁させていただきます。

まず1点目の、コロナ禍での各種の事業分野の状況に関する、こういったご質問でござい

ますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、本県では8月2日から3回目の緊急事態宣言が発出されております。これにより、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請や催物、イベントの開催制限の要請、さらには不要不急の外出、県境を越えた移動の自粛などが行われ、社会、経済活動の様々な分野に影響が及んでおります。商業については、飲食店はもとより、飲食店や宿泊施設などと取引される酒類の販売業者や食品卸業者も大きな影響を受けていると言われております。

また、観光業においても、外出の自粛により観光客数が減少し、宿泊予約のキャンセルなど大きな影響を受けております。

さらに、消費者の行動にも大きな変化が現れております。外出自粛による旅行やレジャー、外出などの外出消費の需要が大幅に減少となる一方で、インターネットでの買物需要は大幅に増加していると言われており、本町においても飲食、サービス業、宿泊、観光業などを中心に幅広い業種に大きな影響が生じていると考えられます。

続いて、2点目の地域応援券の進捗状況及び効果に関する質問ですが、現在実施しておりますいちのみや地域応援券事業ですが、住民配付型と宿泊滞在型合わせての発行総額は4,076万8,000円となり、8月31日現在の換金額は2,384万9,000円、回収率にしますと58.49%となっております。

今回の地域応援券事業では、飲食店や小売店、宿泊施設などを募集により登録した町内の各事業所で使用でき、さらに大型店の使用を制限することで、利用が集中することのないようにし、そして数多くの小規模事業者に効果が行き渡るよう配慮しておるものでございます。

なお、この応援券の使用期限につきましては、今月末となる9月30日までとなりますので、使用漏れあるいはまた換金漏れがないように、今後周知してまいります。

続いて、3点目のその他の経済対策の効果等に関するご質問でございますが、コロナ禍により宿泊客が激減し大きな影響を受けた宿泊施設の支援策として町が実施しているおもてなし提供事業では、誘客促進のほか、地域産品の認知度向上や、素材の仕入れを通じた地域経済への波及を図るため、町で生産された農産物を使用した料理の提供のほか、地酒や和菓子など町を代表する土産品などのプレゼントを行い、落ち込んだ観光需要の下支えを図っております。

中小企業及び商店等に対する支援策では、本年1月以降に休業や営業時間短縮要請等に応じた飲食店に、千葉県感染防止対策協力金が支給されております。

また、業種を問わず、コロナの影響により売上げが大きく減少している事業者には、国が

ら月次支援金が支給されております。

加えて、本年8月に開始されました千葉県中小企業等事業継続支援金では、幅広い事業者を対象に事業の継続及び立て直しの取組に対する支援金が支給されることとなりました。

また、商工会においては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業、小規模事業者に対しまして、これらの公的支援事業の活用はもとより、金融、経理、税務など、経営に関する相談に無料で応じておるところでございます。

これらを踏まえまして、コロナ禍という困難を乗り越えるため、これまでにない規模、内容で中小企業に対する支援策が講じられており、事業の継続や雇用の維持に役立っていると認識しております。

最後の今後の施策に関するご質問ですが、現時点では具体的にお示しできる施策等はありませんが、厳しい状況にある町の経済の下支えと今後の活性化を図るため、国や県との役割分担を踏まえながら、町として取り組むべき施策を臨機応変に検討し、講じてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、ただいまお聞きした中では、現在のところは町の経済の活性化の具体的な施策というものが、計画の中であるいは検討の俎上に上がっていないというふう聞き取れるようでしたが、ここで以前から申し上げているような内容も含めて、提案も含めて、させていただきたいと思います。

この新型コロナによる状況、これについて、現在行われております地域応援券、これはコロナ対策ということでこれまで2度目になるわけですが、これが終了すると1億円余りの支出があったということになります。一宮町だけでですね。

町内で、そうしますとそれだけの消費があったということですから、それなりの経済効果というものも恐らくあったんだと思いますが、その辺のところ具体的にどうだったのか、どういう事業者にどのくらいの割合で行ったのかというデータが非常に不足している。しかもそれ、数字の部分だけでなく、どのような感触だったかという定性的な部分のデータ、ご意見ですとか、ご要望ですとか、こういった形であったほうがよかったとかというのが足りない。

町の事業に関してそういう情報というのは非常に大事だなと私は思うので、常に提案していくんですけども、どうもなかなかそれを感触として分かっただけではないようです。この際ですので、そういった情報もきちんと集めていただいたほうが有効に使えるのではないかなと思います。

またこれが、以前から申し上げておりますけれども、地域応援券という商品券ではなくて、プレミアム商品券だった場合に、仮に例えば50%プレミアムというもので5,000円の支出をしたとなりますと、1人当たり5,000円分プレミアムがつく、1万円の商品券だったら1万5,000円になるわけですね。

そうすると、1万5,000円の商品券、50%をつけたものということでいきますと、仮にこれがこれまで1億円、町が国からの補助で出していた部分が3億円の経済効果ということになります。3倍になります。もし100%プレミアムということであれば、1万円のものが2万円となるわけですから、2億円と、2倍ということになりますが、そうしますと、当然個人の負担もありますけれども、これだけのプレミアムがついているということで、それなりに消費はあるのでは、換金される方は十分あるのではないかなというふうに想像できますが、そういったことは以前から提案させていただいているんですけども、時間がない、あるいは準備ができない、まあそれ以外の理由もございましたが、できない理由はたくさん挙げられましたが、解決する方法はそれぞれにございますので、事前にそういったことも準備していただければ、1億円のものが2億円、3億円の経済効果になるんだよということを考えていただきたいと思います。

あるいは、先ほど大橋議員からもふるさと納税の話がございましたが、こういったものとこの商品券と連動させるというような考え方もあるかと思います。

そこで、私としては、現状で考えられることとしましては、プレミアム商品券というものの有効的な活用というのを準備されておくべきではないかなと思います。

あるいは、ふるさと納税に関しましては、返礼品の町事業者、これが実際には偏っております。何件か、特に取扱量、取扱額が多いところと少ないところもありますし、この返礼品を扱う町事業者をもっと多様化する、数多くするというところで、1件当たり例えば10万円でも、20件増えれば売上げで200万、50件で増えれば500万円になるということですから、多様性というのも、これを利用していただく方の選択肢として大変重要じゃないかなと思います。

さらに、このふるさと納税を利用して、いただいた方に町に来ていただくということで、さらに町での消費を増やすと。その際に、この商品券なりプレミアム商品券というもののメ

リットをうまく利用する、さらに利用する。単独で宿泊施設を利用するというだけよりも有効ですよ、さらにお得ですよというような考え方もあっていいかと思います。

こうしたことを考えるときに、一番ベースとして、基本として考えなければいけないのは、一つは、具体的に施策を生むための情報データ、こういったものをきちんと収集するということ。それから、イベントに頼らずに町への流入を積極的に進める方策。イベントに頼っていますと、そこにかかる資金も膨大なものが当然あります。労力もそこだけに、一時的ですが大変かかります。

さらにもう一つとして、広くより多くの事業者還元可能な経済的な施策。先ほどは多様性と言いましたが、そういった意味でない部分もあるかと思います。そうしたことをベースにして考えていただくべきではないかなと思います。

ですから、現状でどのような事業者がお困りなのか、どのような立場の町民の皆様がお困りなのか、何を要望されているのかということから、この中で町が何をすべきかということが分かってくるんじゃないかなと思います。

ここにいる私たちは、幸か不幸か税金から給料や報酬を定額いただいている身分です。ですから、ある意味、現状が分からないという立場に置かれているわけですね。ですからこそ、いろんな情報を集める必要があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺について、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

まずデータについてですが、詳細なデータがございます。ただ、個人情報に関わるものなのでそのままご覧いただくことはできないということでもあります。私どもは、それを見ながらどういうふうな分布をしているかということ、それで確認をいたしております。

今回の大型店舗への利用の枠組みを小さく設定するというのも、こういったことを見定めた上での一つの選択であります。ですので、戦略的にデータは使いつつあるということでもあります。

それから、プレミアム商品券のほうがいいんじゃないかということですがけれども、この商品券を差し上げるというのは、一方で消費を拡大して事業者の方をお助けするというのもあるんですけども、家計を支援するというのもあります。

プレミアム商品券でプレミアム分が大きければ大きいほど、これは購入時、改めてになり

ますけれども、お金のある人だけが買えるという事態ですね。あるいは一部の人が買えるということになります。ですので、なかなかこれでは均てん性ということで、全員に差し上げるということとはできないという側面もありますので、私どもは、現在ではこのプレミアムつきではない形で、こういった家計支持のそうした機能も発揮するためにはこの形がいいということで進めてまいった次第であります。

それから、今、ふるさと納税の返礼品の中で偏りがあると。これは、ふるさと納税なされる方のご希望に沿うものなので、私どものほうでなかなかいかんともし難いと思われれます。

ただ、議員のおっしゃるとおり、ラインナップを増やして様々な選択の機会を差し上げるということは、先ほど企画課長から申し上げた、ふるさと納税の大橋議員のご質問でもお答え申したとおりですけれども、努力して一つ一つ積み上げているということでもあります。ですので、これは努力しているということでもあります。

それから、プレミアム商品券は、商品券というのは実はふるさと納税では使ってはいけないという、今禁じ手となっております。ご存じのとおり、勝浦市などこれで大分集めたんですけども、その後総務省からの指導で取りやめざるを得なかったということもあります。ですので、そのあたりは制度の運用という面でもちょっと差し支えがあろうかと、今のところは私どもは考えているところであります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいま町長からお答えいただきましたが、ふるさと納税との連動というのは、直接的なという意味ではないので、あるいは家計からの支出というふうに、というお話もございましたが、これも選択的にということだって可能なわけですから、いろんな方法が考えられるという意味で、ご提案させていただいております。

担当のほうには、これは産業観光課がふるさと納税というわけではないので、企画課のほうとも、こういう意味だよということもお話しした上で検討していただきたいなというふうに思いますが、その辺のところをよろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 要望でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時ちょうどの予定です。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時01分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田でございます。

議長にお願いがあります。私も質問が2問ありますので、1問ずつ区切らせてやらせてください。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○7番（袴田 忍君） お願いいたします。

まず1点目、町の防災事業についてお聞きしたいと思っております。

私も議会議員をしまして、地域の皆さんからの声、そしてまた、他地域からも一宮町はこういう状況になっているんだよというような声を聞いて、今回、一般質問をつくらせていただきました。

8月の、この前の長雨で、床下浸水、道路の水没等の被害は以前から指摘された箇所であり、地域住民からの対策の要望もありました。町は、その箇所に関して対応しているのか、疑問を持つ人もいらっしゃいます。そこで、次の点についてお伺いします。今回の被害状況はどうだったのでしょうか。

2点目、オリンピックも終わり、オリンピック課が廃止されます。そこで、防災担当職員増員など、防災強化はできないのでしょうか。

3番目、防災士の養成、資格取得は、地域防災組織からではなく、まず、役場職員に取得をしていただいて、そして、地域防災組織に移行させるというような考えはないのでしょうか。

この3点について、お伺いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先日、8月8日の台風10号の被害状況について、まず、ご説明申し上げます。

住家被害は、一部損壊が2軒ありました。うち、1軒は、隣接の崖が崩れて外壁の一部を傷つけたものでございます。

もう1軒は、玄関の土間に水が浸入したものでございます。また、道路冠水による通行止めが6か所、土砂災害による通行止めが1か所ございましたが、幸いにして、人的被害はありませんでした。

2つ目のご質問ですけれども、防災部門の強化についてでございますが、当然課題として認識しておりますが、新型コロナ対応などの社会的状況の動向、それから、職員の状況などを考慮しつつ、検討してまいります。

3つ目の防災士につきましてですが、今年度、10人分の予算を確保し、現在、10地区にある自主防災組織に優先的に案内をしてございます。

防災においては、自助及び地域コミュニティによる共助の役割が大きく、防災士資格取得者には、その地域での防災啓発や避難誘導等、様々な場面でリーダーシップを発揮していただくことを期待してございます。

今後、自主防災組織からの希望状況によっては、その他の共助を担うもの、それから、公助を担うまちづくりについても検討してまいります。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 要望でお願いしたいと思っております。

まず1点目なんですが、11月、予算組みが始まる時期でございますが、やはり来年度その防災に関して、地域が困っている、まして浸水状況が明らかにされている場所、そして、冠水状況が、前の出ている場所に関する予算づけをしていただければありがたいなと思っておりますので、まず一つは来年度の、やはり予算計上をお願いしたいというのが1点目。

もう1点は人的なことでございますけれども、やはり防災士、これの養成は、前回、大橋議員からも要請があったと思いますが、私もこの防災士には力を入れていただきたい。

地域防災組織も確かにその中に、防災士をつくるのも必要だと思いますが、やはり今の地域の状況を考えますと、まずは、行政からそういった優秀な防災士がいて初めて町の機能に働きかけ、そしてまた地域に働きかけができるのではないかと思います。そのためにも、役場職員の中にもやはり防災士の養成をお願いしたい。こういうことで、要望2点ほどお願い

いたします。

次に移らせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○7番（袴田 忍君） 2点目は、交通安全という形で通学路対策について、質問したいと思っています。

私も交通安全指導員をさせていただいて、二十数年、だいたい、26年になるんですが、町の街頭に立って、いろんな箇所で交通支援をしてきました。その中で、私、今回6月の八街の悲惨な事故を耳にしまして、やはり、酒酔い運転、そしてまた通学路でありながら、大型のトラックがスピードを上げてそこに入っていった。やっぱりそういった悲惨な場所がこの町にあってはいけない、私もそう思いながら街頭に立たせていただいて、見ているわけですが、その中で、私はこの問題をつくらせてもらいました。

6月に八街で6人の児童が死傷したいたましい交通事故は、我が町の通学路を取り巻く状況を見ると決して他人事ではないと思います。私も、町の交通事業を考えて、町が考えられる対策を講じていくべきではないでしょうか。

そこで伺います。八街市の事故後、町はどのような対策を講じてきたのか。また、毎年、実施している関係者による通学路点検での意見はどうだったのでしょうか。これは、夏休み期間中、8月に行われているかと思います。これ、毎年行われていることだと思いますので、その辺の意見をお願いしたいと思います。

2つ目、対策として、通学道路の30キロ規制はできないのか。また、車両用防護柵、ハンブ、道路の狭さく等、通行者のための安全対策は考えていないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、袴田議員の通学路安全対策について、2つの質問が関連してございますので、合わせてお答えのほういたします。

八街市で発生した児童の下校中の事故を受け、国や県から市町村立小学校の通学路一斉点検の実施及び危険箇所の把握、抽出とその対策について検討するよう要請がありました。

教育委員会といたしましても、この事故を重く受け止め、学校に対し通学路危険箇所の確認を依頼し、東浪見小学校区で7か所、一宮小学校区で8か所の報告がありました。この報

告を基に、毎年行っております一宮町通学路安全推進会議で合同点検を実施。茂原警察署、長生土木事務所、町総務課、都市環境課、各小学校教員らで、各学校区に分かれ、1か所ずつ点検を行い、対策について協議をいたしました。

その協議の場で、主な意見といたしまして、劣化が著しい歩道橋の階段の改修、グリーンベルトやガードレールの設置、道路の拡幅、見通しの悪い箇所での注意看板の設置、防護杭の設置などでした。協議の上、その半数以上が今年度中に安全対策ができる予定です。また、その他につきましても、来年度以降実施に向け検討しております。

なお、この結果のほうなんですけれども、教育委員会のホームページにて公表させていただきます。

また、昨年度から約1年間で長年設置が難しく、懸案事項でございました通学路へのガードレールの設置が実現してございます。引き続き、子供たちの通学の安全安心を守るため、今後も関係機関との協力をいただきながら対策してまいります。

次に、2番目のご質問の通学路30キロ規制についてですが、道路速度規制は警察の権限であること、そして30キロ規制はどこでもできるわけではなく、一定の基準があるとも聞いております。防護柵やハンプ、道路の狭さく等についてですが、設置によりドライバーの安全に対する意識が高まり、減速へつながる有効な対策であると考えます。また、道路の狭さくは沿線の住民のご理解やご協力も必要となることから、警察や長生土木事務所への要望と併せて合同点検時の中で検討のほうしてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

通学路合同点検、これは各所いろいろな方から参加していただいているということでございます。これは千葉日報でございますけれども、9月11日の新聞でございますが、一宮町もやはり十数か所、これ15か所になってはいますが、やはり危険区域があるということがあります。その中で、特に危険だという場所があれば、教えていただきたいと思っておりますし、今後の対策をお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、袴田議員の再質問にお答えいたします。

点検を実施し、特に危険と考えるのは交通量が多い国道や国道から中学校、睦沢方面につながる県道です。いずれも道幅が狭く、歩道も非常に狭いことから、スピードを出してくる自動車等が通過する際には、これはひやっとします。

対策のほうといたしましては、まず、通学路の変更が可能かどうかの検討。それが難しい場合は、減速や注意を促す、速度を落とせなどの道路標示の設置を考えてございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。再々質問ございますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 危険箇所、やはりこれは、我々道路標示がまず示す場所かと思いますが、今現在、30キロゾーン、これは道路の面に30キロって書いてありますね。ですが、ドライバーから見て、はっきりそれが見えるものなのか。やはり私は、ここに一つの、これもやはり新聞の記事の一部なんですけど、ゾーン30プラスというような看板があるところに出てくるんですけども、こういった看板をつけるといった方法も考えられるのではないかと。ですから、私はドライバーに本当に目を向けてもらえるような看板も今後、必要ではないかと思っておりますので、これは教育委員会さんにも要望していただいて、やはり交通課との支援をお願いしたいなと、私思っております。

それから、もう1点、要望なんですけど、やはり、年に1回、そういった危険箇所の探索をしてもらっているわけですが、やはり地域住民からの意見、要するにこれに関係する人じゃなくて、地域の中の声も聞いていただくと、非常にここは子供たちが通って危ないよ、ここは、高齢者が通って危ないよという部分も出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういった点検をするのも私は今後必要かなと思っておりますので、地域住民の目も十分活用していただきたいなと思っております。

この2点でございます。以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上をもちまして、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、5番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

5番、鶴沢清永君。

○5番（鶴沢清永君） 大きく2点質問あるので、1問ずつお願いします。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○5番（鵜沢清永君） まず1つ目ですね。先ほど、内山議員からも質問あったのとちょっとかぶる部分もあるんですが、自分もこの件に関して、大分前から関わってきているので、あえてもう一度質問させていただきます。

道の駅計画について、質問いたします。

オリンピック初競技のサーフィンで、日本勢がメダルを取り我が一宮町出身の大原洋人選手が5位入賞と大いに盛り上がり、無事終了しました。この勢いを消さずにレガシーを残すために、以前、町長も言っていた道の駅について、今後、どう進めるのか、現状、どう進んでいるのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、鵜沢清永議員の道の駅に関するご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、釣ヶ崎海岸で開催されたオリンピック史上初のサーフィン競技は、残念ながら無観客とはなったものの大きな成功を収め、町の知名度も大きくアップしましたが、この成果を当町の一層の発展につなげていくことが重要であり、そのためには、釣ヶ崎海岸周辺への道の駅の設置は、極めて有効な手段であると思います。

町では、これまでオリンピックに向けた準備を優先し、道の駅の設置については、具体的な取組はしておりませんが、オリンピックが終了したことから、今後は道の駅の設置に向けた検討を再開したいと考えております。

なお、先ほど内山議員にもお答えしたところでございますが、町財政を取り巻く状況は大変厳しいことから、事業の採算制や町の財政状況をしっかり見極めた上で、できる限り前向きに可能性を模索してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 再質問ありますか。

5番、鵜沢清永君。

○5番（鵜沢清永君） ぜひとも、レガシー、また地元の農産物や文化をアピールするチャンスですので、ぜひ来年の総合戦略に加えていただいて、この前町長も一緒に知事と話させていただいたのですが、知事も協力すると言ってくださっているので、これは一宮町だけでなく、近隣の市町村も関わってくることだと思います。

なので、県と協力してスピーディーに進めていただきたいと強く要望いたします。よろしくをお願いします。

続いて2問目いいですか。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○5番（鶴沢清永君） 2つ目、長生郡市消防隊に海難救助隊設置について質問させていただきます。

昨今、海岸利用が多くなり、海難事故が増えている。先々月も一宮海岸で死亡事故が発生したが、救助が早ければ助かった可能性もあったと聞いています。

今後、通年を通して海岸利用者はますます増える環境において、海での救助活動はスピード感が求められます。実際、静岡県では消防に海難救助隊を設置しています。長生郡市消防にも海難救助隊を設置すべきと思うが、見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの鶴沢議員のご質問にお答えいたします。

千葉県内の消防本部では、水難救助隊が5隊、これは、船橋消防局、市川消防局、松戸消防局、印西地区消防本部、野田市消防本部で設置しておるわけですが、長生消防では水難救助や海難消防隊が海上保安庁や日本プロライフガード協会と連携して水難救助に当たっております。

水難救助隊を設置するためには、装備、資機材、それから資格、免許の取得や職員の増員、こういったものが必要になってまいります。さらに、隊員の育成教育に時間を有するなど、設置には解決すべき問題が多く、困難を極めているところでございます。

しかしながら、サーフィンによるまちおこしを行っている一宮町としましては、現在の連携をより強化するなど、海の安全確保に向けて継続的に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番、鶴沢清永君。

○5番（鶴沢清永君） 急には大変だと思いますが、一宮町は海という観光資源を利用している限り、やはりそこからは目をそらせないことだと思います。

人命救助は1分1秒争うことだと思います。まず、事故が起こった際の連絡の順番、それを周知させることが必要だと思います。答弁にもあったように、ライフガードや保安庁、消防との連携を強化していただいて、迅速に動けるように要望いたします。

ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第6、認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、認定第1号から日程第10、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、認定第1号から認定第5号、令和2年度の決算の関係でございます。こちらについて概要を説明させていただきます。

資料で説明をさせていただきますので、お配りしております一宮町決算資料、別冊になっておると思いますが、こちらをご用意ください。

それでは、まず表紙をめくっていただきまして、右下に全体説明資料1と書かれたページがございます。こちらをお開きいただきたいと思えます。こちらは一般会計のほか、全ての特別会計について決算額を一覧にしたものでございます。

最初に一般会計でございますが、収入額68億9,388万6,846円に対しまして、支出額65億6,959万4,467円でございます。差引金額は3億2,429万2,379円でございます。

次に特別会計でございます。4つの会計合わせて収入額28億7,002万2,614円に対しまして支出額は、27億3,844万1,443円でございます。差引金額は1億3,158万1,171円でございます。

それぞれ主な特徴点でございますが、資料の次のページ、右下にある全体資料2と書かれ

たページをお開きください。

こちらは、全ての会計について歳入総額を一覧にした資料でございます。

最初に一般会計の収入総額でございます。決算額68億9,388万6,846円、前年度に比べまして16億9,844万3,441円、率にしますと32.7%増加いたしました。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、歳入の根幹をなす町税においては3,847万円減収したわけですが、新型コロナウイルス感染症対策費として、特別定額給付金事業補助金や地方創生臨時交付金など、国庫支出金が15億9,080万円増加したことが主な要因となり、収入全体で増額となったものでございます。

次に特別会計でございますが、4会計合わせると28億7,002万2,614円、前年度に比べますと928万1,524円、率にしまして0.3%増加してございます。こちらは、介護保険特別会計における各種介護サービス給付費の減少に伴い、県負担金や支払基金交付金の減額要因もありましたが、後期高齢者医療特別会計における保険料改定に伴い、保険料が増加したことが主な要因となりまして、特別会計全体で増加してございます。

次のページをお願いいたします。全体資料3のページでございます。

こちらは、全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。

一般会計の支出総額は、65億6,959万4,467円でございます。前年度に比べ、16億6,857万5,066円、率にしますと34%増加いたしました。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、オリンピック関連事業の延期や観光イベント事業等の中止による減額もありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応にかかる経費、ワクチン接種に向けた経費などを加えまして、上総一ノ宮駅東口整備事業、公共下水道施設整備事業などが増加したことによりまして、支出全体で増額となったものでございます。

次に、特別会計につきましては、4会計を合わせると27億3,844万1,443円、前年度に比べまして2,993万5,871円、率にしまして1.1%の減少でございました。

こちらは、後期高齢者医療特別会計における保険料改定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増加による増額の要因もありましたけれども、国民健康保険事業特別会計における保険事業費納付金や介護保険特別会計における各種介護サービス費の減少が大きな要因でございまして、特別会計全体で決算規模の縮小となったものでございます。

次のページをお願いいたします。全体説明資料4というページです。

こちらですが、決算概要の最後、歳入歳出差引残額の一覧でございます。

一般会計の残額は、3億2,429万2,379円でございます。前年度に比べ10.1%、2,986万

8,375円増加いたしました。特別会計につきましては、全体で1億3,158万1,171円残額がありまして、前年度に比べ42.5%、3,921万7,395円の増加でございました。

この残額につきましては、予算の正確性への関係もございますので、年度末の3月補正の際には決算見込額を十分精査するなど、安易に残額が多くなならないよう制度の高い予算管理に努めてまいりたいと思います。

以上でありますけれども、令和2年度決算について説明を終わります。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては質疑を省略し、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本件は質疑を省略し、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員には、12番、藤乗一由君、11番、森 佐衛君、7番、袴田 忍君、4番、大橋照雄君、2番、内山邦俊君、1番、川城茂樹君、以上6名を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました6名の方を選任することに決定をいたしました。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を互選し、議長に報告を願います。

決算審査特別委員会開催のため、30分程度の休憩といたします。

会議再開は、2時5分の予定です。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時04分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告をいたします。

委員長、11番、森 佐衛君、副委員長、7番、袴田 忍君。

以上のとおりであります。ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月13日水曜日、10月14日木曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問用紙で9月29日水曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いをいたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第11、報告第1号 令和2年度一宮町健全化判断比率について、日程第12、報告第2号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、報告第1号及び日程第12、報告第2号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、報告第1号 令和2年度一宮町健全化判断比率についてご説明いたします。

議案つづりの11ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度一宮町健全化判断比率について次のとおり報告するものでございます。

12ページをお願いいたします。

令和2年度一宮町健全化判断比率につきましては、表中の1番実質赤字比率、それから2番の連結実質赤字の比率、これにつきましては、決算が黒字となつてございますので数字は入っておりません。

その下3番目の実質公債費比率につきましては5.7%でございまして、早期健全化基準の25%を下回るとともに、前年度から0.3ポイント改善されてございます。

この比率は町の公債費に加え、長生郡市広域市町村圏組合など一部事務組合の公債費に対

して町がどれだけ負担したのか、いわゆる実質的な公債費が町の財政規模にどのくらい占めたのかを表す3か年平均の比率でございます。

比率改善の主な要因でございますが、公債費が毎年の償還で減少したほか、普通交付税が増加したことが要因でございます。

続きまして、4番目の将来負担比率でございます。こちらは前年度の52%から本年度23.3%、28.7ポイント改善されております。この比率は、町の地方債残高をはじめ、債務負担行為に基づく今後の支出予定額、また、長生郡市広域市町村圏組合など、一部事務組合の地方債のうち、この先町が負担する見込額、さらに町職員が一度に全員退職したと仮定したときの退職金の見込額を合わせた額が、町の財政規模にどのくらい占めるのかを表す比率でございます。

こちらは将来比率負担額のうち、上総一ノ宮駅東口整備事業が終了したことによる債務負担行為額が大幅に減少したことに加え、将来負担額から差し引くことができる充当可能基金が増加したことなどが主な比率改善の要因でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

こちらは報告第2号でございます。令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

15ページをご覧ください。

令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきまして黒字でございますので、数字は入ってございません。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項であります。以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第13、議案第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの17ページをお願いいたします。

それでは、改正内容について申し上げます。

今回の改正につきましては2点ございまして、まず、1点目につきましては、第2条第3号の改正でございます。

こちらは除籍の謄抄本にかかる手数料を規定しておりますが、引用する根拠法令の条項に誤りがありましたので、同法第126条第1項を同法第120条第1項に改めるものでございます。

続きまして2点目は、第2条第25号の改正でございます。

こちらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、個人番号カードの再交付に係る手数料につきましては、この9月1日から地方公共団体情報システム機構が手数料の額を定めるとともに、町が同機構からの委託を受けて手数料を徴収することが法律で定められました。これにより、町の条例で規定する必要がなくなったため、第2条第25号の再交付手数料の規定を削るものでございます。

なお、再交付手数料の金額800円については、今までどおり変わりございません。

附則といたしまして、この条例については、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第1号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第14、議案第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算(第3次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの19ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算(第3次)は次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,543万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,440万1,000円とするものでございます。

主な内容について歳出からご説明いたします。

それでは、26ページ、27ページをお開きください。

27ページ、右ページの説明欄でご説明いたします。この中に、今回の補正の中で人件費がございしますが、これにつきましては主に4月の人事異動に伴うものでございますので説明を省略させていただきます。

それでは27ページの中ほど、上から4番目の項目、人事管理事務費でございます。こちらにつきましては定年延長制度例規整備支援委託料でございます。こちらは定年延長に伴う例規の整備、それから説明会等の開催を委託するもので、121万円の補正でございます。

その下、文書管理事務運営費でございしますが、個人情報保護制度例規整備支援委託料でございます。こちらは個人情報保護法改正に伴う例規の整備を委託するもので、121万円の計上でございます。

一つ飛ばしまして、情報化推進事業。こちらにつきましては、574万5,000円の増額でございます。主な内容につきましては、12節委託料、Wi-Fi設置委託料が482万2,000円でござ

ございます。こちらは庁舎であるとか避難所にWi-Fiの設備を設置するものでございます。

その下、東京五輪準備事業でございます。こちらにつきましては、300万8,000円の減額でございます。無観客開催に伴う事業中止・縮小に伴う減額を行った上で、次のページ29ページをお願いいたします。14節工事請負費におきまして、モニュメント製作設置工事、こちらを700万円増額いたしまして、当初の300万円から1,000万円で行うものでございます。

その下、次、まちづくり推進事業につきましては、オリンピック独自イベント中止に伴う減額、2,546万9,000円の減額でございます。

その下、防犯灯整備事業につきましては、工事請負費防犯灯設置工事でございます。こちらは、宮原地区の一宮橋から鉄橋下までの一宮川左岸、こちらの河川敷300メートルにつきまして防犯灯を設置するものでございます。

通学路であることから従前から地元の要望があったものでございますが、河川敷であるため長生土木との協議が行われておりまして、協議が整ったことによりまして、今回補正で計上するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

33ページをお願いいたします。

上から2番目、ひとり親家庭等支援事業でございます。こちらにつきましては、扶助費のひとり親家庭等医療助成費、こちらが自己負担額の改正によりまして244万円増額するものでございます。

続きまして一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,559万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、64歳以下対象の集団接種にかかる費用でございます。

35ページをお願いいたします。

上から4つ目の項目です。農業振興費でございます。こちらにつきましては、一宮町新規需要米推進事業補助金、それから飼料用米等拡大支援事業補助金、合わせまして232万円を増額するものでございます。こちらは米価が下落することが予想されるため、飼料用米作付農家が増えたことによる増でございます。

その下のため池整備事業につきましては、ため池緊急対策工事39万6,000円でございますが、7月3日の大雨により弁天池の一部が崩落したことに対応するものでございます。

1つ飛ばしまして、観光振興事業でございます。こちらトイレ設置工事1,070万5,000円の計上でございます。こちらにつきましては、海岸に今年度設置予定のトイレに、当初予定していなかった多目的トイレを追加するための補正でございます。

37ページをお願いいたします。

一番上の項目、道路維持管理費でございます。こちらにつきましては、町道維持補修工事の部分でございまして、8月8日の台風10号による補修が300万円。それから、今後の緊急対応を300万円計上しまして600万円の計上でございます。

1つ飛ばしまして、災害対応費でございます。こちら職員各種手当130万4,000円でございます。こちらにつきましては、8月8日の台風10号対応職員の時間外手当でございます。

39ページをお願いいたします。

中ほどですね。上から6番目の東浪見小学校教育振興事業、それから、一宮小学校教育振興事業、1つ飛ばしまして中学校費の教育振興事業。こちら、それぞれ東浪見小99万3,000円、一宮小が328万5,000円、一宮中学校は213万9,000円でございますが、生徒1人1台購入してございますタブレットパソコンにつきましては、今後のコロナウイルス感染の拡大した場合のオンライン事業を想定しまして、児童が家に帰るための持ち帰りのバッグ、それから充電アダプター等を購入する費用でございます。こちらにつきましては、3校合わせて補助金が180万円でございます。

41ページをお願いいたします。

中ほど上から6番目です。GSSセンター管理運営費でございます。こちら修繕料111万1,000円でございますが、こちらは非常用発電機の修繕、冷却水のヒーターが故障したことに伴う修繕でございます。

その下、繰出金でございます。

国民健康保険事業特別会計繰出金は30万5,000円の減額、介護保険特別会計繰出金は1,483万5,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金は221万2,000円の減額、農業集落排水事業特別会計繰出金は55万8,000円の減額。それぞれ人事異動による人件費を減額したものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

24ページ、25ページをお願いいたします。

25ページの説明欄で説明いたします。

一番上の分担金及び負担金の中の農林水産事業分担金でございますが、こちらはため池整備事業に係る分担金15万8,000円でございます。

国庫支出金の衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で841万5,000円でございます。

その次、国庫支出金の国庫補助金分です。こちらにつきましては、総務費国庫補助金については、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金、庁舎と避難所等につけるWi-Fi設備に係る補助金でございます、241万円。衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金713万8,000円でございます。教育費国庫補助金につきましては、学校保健特別対策事業費補助金、先ほどのタブレット端末の関連、3校で180万円分の補助金でございます。

県支出金につきましては民生費県負担金で児童福祉費負担金が122万5,000円。これは過年度精算交付分でございます。

続きまして、県支出金の県補助金、民生費県補助金につきましては社会福祉費補助金。こちらはひとり親家庭等医療費等助成事業補助金123万6,000円でございます。農林水産費県補助金につきましては農業費補助金、こちらは飼料用米等拡大支援事業補助金が151万4,000円でございます。

続きまして、その下の県支出金の委託金ですが、こちらにつきましては統計調査委託料、経済センサス活動調査委託金が16万4,000円でございます。

最後に繰越金でございます。前年度繰越金137万7,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。今ご説明のあった中で、何点かお聞きしたいことがございますので、順番に先に全部挙げさせていただきます。

まず最初に、29ページの2款1項7目東京五輪準備事業の中の工事請負費というところですが、オリンピックモニュメントを作製するということで、当初300万円のものが700万円追加で総額1,000万円ということですが、これはプロポーザルでということをお伺いしているんですけども、1,000万円というのは町にとってかなり高額でありますし、町のある意味、いろんな意味での宣伝というような部分も集客ということにも大きく寄与してもらわなければいけないので、デザイン、設計、こういった中で、それなりに質の高いもので飽きられないというものであってほしいわけですね。

そこで、庁舎の例を比較するのはちょっとどうかなとは思いますが、この庁舎の場合にはプロポーザルで2件しか出てこなかったもので、そういう状況がもしあった場合には、その質

の高いものとかという、ある程度長い年月にわたって飽きられないようなというようなものが望めるのか。その辺のところは心配なわけですね。

ですから、そういったプロポーザルというところでそれなりの件数を集められるかというところ。それから、内容・質のいいものというところ、満足できるようなためにどういうふうにするのかというところも合わせてご説明いただきたいと思います。

それから、33ページの3款2項3目ひとり親家庭支援事業247万円ということですが、これが増額になったということですがけれども、内容について、子育てのほうからの説明をもう少し詳しいところをお願いしたいと思います。

同じページの4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種事業なんですけど、1,559万円ということですがけれども、これに当たる対象の方々、いつからいつの分のものなのかなということも含めてと、その内容について、それと合わせまして現在のワクチン接種の進捗状況もお願いできるとありがたいです。

合わせて、このコロナの感染状況とワクチンとは密接なところでもありますので、現状の感染者への町での対応、これをどのように考えてこれからどう取り組むかと、大橋議員のご質問のところでもありましたが、その辺のところをもし補足するところもございましたら含めて、合わせてご説明いただけるとありがたいです。

35ページの6款1項3目の観光振興事業のトイレ設置工事なんですけど、1,070万円ということですがけれども、海岸のトイレに関しましては私も議会の中でも質問・説明をいただいたことがありますし、各種の説明会などの場面でもこれをお聞きしたことがございまして、これに関しましては、海岸にトイレを設置する場合には、汚水・排水、これは内水側のほう、つまり一宮海岸ですと県道側のほうに持って行って流さなければいけないというご説明を、そのたびにいただいております。

その辺のところは課題なんだということですが、一方で、九十九里海岸沿いの海水浴場を見ますと、かなり多くの箇所で砂浜に近いところに建ててあるところもございまして。ですから、その辺のところを今回どのように解消されたのかなと、それで設置に至ったのかなと、計画の中に入ることになったのかなというところをお聞きしたいと思います。

合わせて、この九十九里沿岸のトイレを見ますと、比較的簡単なプレハブのようなところもありますししっかりしたところもあります。そこら辺のところは耐久性ですとか、あとは維持管理といったようなものも非常に課題に今後なってくるかなと思うので、これは設置する際には、これは意見なんですけれども、そのよその例を参考にきちっと管理していただき

たいなと思います。

39ページの小学校・中学校の教育振興事業なんですけれども、これは教育課ですか。生徒個別に使うタブレットの充電アダプターということなんですけど、中にはご家庭でWi-Fi環境が整わないお子さんもいたりします。どうしてもそれを使わなきゃいけないというケースも当然これから出てくるかと思いますが、そういったご家庭・お子さんへの対応というのは、どのようなふうにするような準備をしているのかということですが、実際に現在、心配だからあるいは何らかの事情で、コロナ関連でお休みされているというお子さんももしかしたらいるかと思いますが、その辺が実際にいっちゃうのか。その際には、こういったものをあるいはリモートを、パソコンなども使って利用しているのかどうなのかということも、合わせてお伺いしたいと思います。

同じく教育課で41ページなんですけど、成人式開催事業。これは金額10万円に満たないんですけども、昨年度は成人式を行っておりませんが、これは本年どうなるのかという見積りでここに出されているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、同じページのGSSセンター管理運営費というのがあります。非常用電源の修理ということですが、昨年の電源の補修と関連があるのかどうなのか。8月8日の台風の大雨のときにはGSSセンターでも雨漏りがございましたが、それと関連があるのかという点と、その雨漏り等に関しては、今回は、これは予算に出されていないのかと思いますが、今後そういう補修なりの計画があるのかという点を含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは29ページの東京五輪準備事業、14節工事請負費のモニュメント製作設置工事についてのご質問にお答えいたします。

藤乗議員のおっしゃるとおり、業者の選定に関しましてはプロポーザルで行いまして、企画提案をいただきそのまま作製・設置まで行ってもらう予定でございます。

議員のおっしゃるとおり、多くの提案をいただけるよう最大限努力をいたします。その上で慎重に選考いたしまして、開催都市として後世に残るすばらしいものを作製する予定でございます。よろしくお祈りいたします。

○議長（鶴沢一男君） 御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 藤乗議員からご質問がありました、議案つづり33ページ、

ひとり親家庭等支援事業のひとり親家庭等医療助成費についてお答えいたします。

ひとり親家庭等医療助成費の補正理由ですが、昨年の11月に制度の一部改正があり、入院及び通院、調剤の自己負担額がそれぞれ一月1,000円から、入院1日、入院1回につき自己負担額300円、住民税非課税もしくは均等割課税のみの世帯は無料、調剤については全て無料となりました。この自己負担額の変更が助成対象件数及び助成額増加の要因となっております。

また、この4月より助成方法が償還払いから受給券による現物給付になったため、より受診しやすくなっていることも増加要因につながっていると思われまます。

予算編成時にはこの影響を見込んで算定しておりますが、実際の事業運営において実績額が想定を上回ったため、今回補正を行うものです。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、同じページになります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。

今回の補正予算につきましては、この後、10月と11月に進めるワクチン接種の予算となります。また、対象・内容につきましては、64歳から12歳までを対象に町が独自に保健センターで行う集団接種、また、18歳から12歳までを対象に郡内統一で行う個別接種、これらの予算となっております。

次に、接種状況であります。今週の火曜日14日の時点で、2回の接種を終えた方が対象者に占める割合は町全体で54.7%、県全体の割合44.1%を大きく上回っております。なお、今後の見通しであります。個別接種と集団接種の併用によりまして11月中旬には希望者への接種が一通り完了する見込みとなっております。

最後に、今後の感染者への取組であります。

繰り返しになりますが、第5波の影響から問題となりました在宅での療養者について、健康状態の確認や生活支援など町で対応が可能な部分に関わることができるよう、県との調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは35ページです。6款商工費の観光振興事業、トイレのほうの排水計画等でございますけれども、当初はやはり言われたとおり、県道側への排水

を計画しておりました。しかしその後、長生土木との協議の結果、今回、計画しております設置箇所への設置及び排水面についても同意が得られたことにより、今回予定しております海側のほうへの設置をするものでございます。

続いて、耐久性等でございますけれども、今回設置する仕様でございますが、この海岸での気象条件等を考慮いたしまして、木造ではなくコンクリート製のもので設置を行う予定です。

続いて、今後の維持管理についてですが、やはり整備によって今後多くの人で、利用客が見込まれることから、そういった清掃等、美化について、さらに今以上に注意しながら清掃のほうに努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは藤乗議員の、39ページ、学校の教育振興事業の中のそれぞれタブレットの関係なんですけれども、その質問の中で、コロナが心配で登校できない子供の家庭のネット環境の場合についてどうするのかという質問なんですけれども、こちらのほうといたしましては、近隣の市町村を調べた中で通信費及び負担しているところ、また環境整備について負担のそういった費用を出しているところはありません。

そういったことを考えていった中で、家庭においてネット環境については整備してもらうよう依頼文のほうを配布する予定になってございます。

それと、コロナの関係で登校不安になっている子供なんですけれども、東浪見、一宮、一宮中学校を入れた中で、総数で今のところ8名の報告が挙がってきております。

続きまして41ページ、成人式の関係で質問がございました。

今回の補正予算に計上しているものについては、昨年中止になりました成人式を迎えた対象者の方の記念品、要するに写真撮影に対する費用になります。一宮町では、20歳になる町民の方々で成人式実行委員会をつくっており、昨年度中止となってしまったため、成人式の実行委員会より記念撮影を行いたいとの要望があり計画をしているものになります。撮影時期については未定となっておりますが、コロナの感染状況などを考慮した中で、年度中に実施の予定のほうを考えてございます。

また、今年度の成人式のほうについてなんですけれども、本年度につきましては令和4年1月9日、日曜日、場所はG S Sセンターを会場にて、一宮の成人式を行う予定になってございます。

今後なんですけれども、コロナウイルス感染対策に万全の注意を払いながら、今年度の成人式並びに昨年度の成人式対象者の記念撮影を安全に実施できるように、準備のほうをしてまいりたいと思います。

続きまして、同じページの41ページですね。G S Sセンターの雨漏りについてになります。

皆さんご存じのとおり、G S Sセンターは昭和61年に建設され35年が経過してございます。屋根の塗り替えや張り替えなど、大規模なメンテナンスが必要な時期を迎えております。現在G S Sセンターの屋根は、ふだんの雨漏り程度であれば体育館の使用に支障はございません。しかしながら、台風や豪雨のときについては雨漏りのほうが発生しております。修繕につきまして昨年度から協議を重ねておりますが、G S Sセンターの屋根は非常に大きいため費用はかなり高額になる見込みになってございます。

町の財政状況を考慮しつつ、計画的に施設の維持管理については、今後努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 今、教育課長のほうからご説明のあったG S Sセンターの補修そのもののほうは、合わせてお聞きした部分で、その電源のほうがどういうものなのかと、雨漏りと関連して補修しなきゃいけなくなってしまったのか、昨年の電源の改修というのもありましたけれども、それと何らか連動しているものなのかということをお聞きしたかったんですが。

それともう一つ、そのタブレットに関して、国庫補助の割合はどのくらいになっているんでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） 先ほどのG S Sセンターのほうの非常用発電機なんですけれども、こちらについては、今現在35年を経過してございます。今回検査の中で、冷却水のヒーター故障という形で警報のブザーがなり、やはり業者のほうに行ったところ直さなければいけないという報告のほうを受けてございます。

こちらにつきましては、今回の雨漏りとかそういったものについての関連は一切ございません。ただ、この非常用発電機につきましては消火栓等、また、初期の消火に当たりますそういったものを動かす機能が必要となってございます。また、停電時に非常用電源をつける

ものという形の中で動きますので、こちらのほうの修繕についてはやっていかなければいけないと、そういうふうに考えています。

タブレットのほうなんですけれども、タブレットの財源につきましては、学校保健特別対策事業の補助金で2分の1、地方創生の臨時交付金のほうで2分の1という形の中で補助を受けております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第2号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第15、議案第3号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第3号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説明をさせていただきます。

議案つづりの50ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,708万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

56、57ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動に伴うもので、職員の人件費を30万5,000円減額するものでございます。

続きまして、54、55ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、歳出分と同額の30万5,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第3号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第16、議案第4号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第4号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの62ページをご覧ください。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,287万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,558万4,000円とするものでございます。

初めに歳出をご説明いたします。

議案つづり69ページの説明欄をご覧ください。

1行目の人件費1,495万6,000円の減額と、2行目の人件費63万2,000円の増額につきましては、4月の人事異動等に伴う予算の整理でございます。

続きまして、3行目の償還金であります。こちらは昨年度交付を受けた支払基金交付金について、実績が確定いたしましたので超過交付分の返還金145万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりの66ページにお戻りください。

補正予算の財源といたしまして、上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ定率により計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第4号 令和3年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第17、議案第5号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの76ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,394万9,000円とするものでございます。

歳出からご説明をいたします。

82、83ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動に伴うもので、職員の人件費を221万2,000円減額するものでございます。

続きまして、80、81ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰入金につきましては、歳出分と同額の221万2,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第5号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第18、議案第6号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第6号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの88ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,021万4,000円とするものです。

初めに、歳出からご説明いたします。

議案つづりの94、95ページをご覧ください。

一般管理費の人件費ですが、4月の人事異動に伴うもので55万8,000円を減額するものです。

続きまして歳入でございますが、92、93ページをご覧ください。

歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金につきまして55万8,000円を減額するものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第6号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間が経過しましたので15分程度の休憩といたします。

会議再開は3時15分の予定です。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時14分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） どうぞ、議案つづり98ページをご覧くださいませ。

同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

一宮町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

記。

住所、一宮町一宮12区。

氏名、小高 隆。

提案の理由をご説明申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の小高 隆さんが、令和3年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を改めて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

小高さんは、一宮町一宮12区にお住まいの方です。平成31年12月に急逝された前教育委員会委員長の後任として、令和元年第2回議会定例会において議会の同意をいただいて任命し、教育委員として2年3か月お勤めいただきました。

小高さんは、地方公務員として42年間の長年にわたり奉職され、主に建設土木関係をご専門に道路建設や計画の中心となりご活躍をされました。また、防災対策についても中心となっておられるなど、在籍中は要職をお務めになられ行政全般に精通されておられます。

温厚誠実で行政的な識見に非常にたけておられ、その豊富な知識とご経験を生かして、引き続き教育行政にご尽力賜りたく存ずる次第であります。教育委員に大変ふさわしい方と存じます。

今回２期目の議会同意をお願いいたしたく、上程を申し上げるものであります。

任期は４年です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑・討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動などプライバシーに関することや無礼な言葉は使用することのないよう、十分注意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。小高 隆さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、小高 隆さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決定をいたしました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第20、同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 議案つづり99ページをご覧いただきたいと存じます。

同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

一宮町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

記。

住所、一宮町一宮15区。

氏名、川城 健。

提案の理由についてご説明を申し上げます。

現在、3期12年お勤めいただいております教育委員の中村敏夫さんが、この9月23日で任期満了をお迎えになります。ご経験が豊富でいらっしゃる、適切なお意見やご指導を賜っており、今後もぜひ引き続きお願いいたしたいと存じておりましたが、ご自身から一身上のご都合により次期継続のお考えがないことを伺いました。そこで、私どもといたしましては、継続の任命を断念いたしました次第であります。

後任といたしまして、15区にお住まいの川城 健さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

川城さんは、昭和49年から38年間千葉県教育委員会に奉職され、県内小中学校の教壇に立ち児童・生徒をご指導なされ、優秀な成績へと導かれました。長生管内の小中学校の教頭、校長職を経て、行政職としても東上総教育事務所の主任指導主事を務められるなど、教育行政全般に精通されておられます。

平成24年長生管内の小中学校長を最後に定年退職をなされ、現在は大学で非常勤講師をなさっておられます。子供好きでいらっしゃる、気さくなお人柄と豊富なご経験から、教え子の皆さんや地域の方々からの信頼が厚く、人格・識見とも優れていらっしゃいます。今後、当町の教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んでいただける方であらうと思っております。

教育委員として適任であると考えますので、議会のご同意をお願いいたしたく上程を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入りますが、本案も人事案件ですので、発言には十分注意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。川城 健さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢一男君) 起立多数。したがって、川城 健さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決定をいたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第21、発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者8番、鵜野澤一夫君。

○8番(鵜野澤一夫君) 発議案第1号につきましてご説明いたします。

発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、森 佐衛、吉野繁徳、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活の不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障などへの対応に迫られており、地方財政は今後ますます厳しい状況になることが予想されることから、令和4年度の地方財政対策及び地方税制改正に向けて、地方の財源を確保していただくよう意見書を関係機関に提出するものです。

それでは、要望事項の5項目について朗読させていただきます。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、5項目を要望する内容となっています。

意見書の提出先は内閣総理大臣をはじめ、記載の関係各大臣などでございます。

以上、誠に簡単ですが説明を終わります。皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまです。

閉会 午後 3時31分